

# 令和 7 年佐賀県労働委員会年報

—労働委員会制度創設 80 周年記念号—

～労使のもつれを、ほどいて結ぶ～



## 佐賀県労働委員会のイメージキャラクター

### トリプルアッセンズ



佐賀県労働委員会のあっせんイメージキャラクター。

よく聴くうさぎの「ミミット」、よく見る猿の「メンキー」、そして結びつけることが得意な謎の生物「ミディエ（和解の意）」です。

## 佐賀県労働委員会のキャッチコピー等

キャッチコピー:「労使のもつれを、ほどいて結ぶ」

労働者、使用者の紛争を紐のもつれと比喻、和解に向かわせることを、ほどいて結ぶと表現している

愛称:「TSUNAGU(つなぐ)」

まさに、繋ぐ役割であることをローマ字でシンプルに表現している

ロゴマーク



紐の「結び目」を連想して制作。横の線（紐）はそれぞれ労働者、使用者を表現している  
縦の線（紐）は労働委員会の活動として、労使のトラブルに悩む2者の間にたち、もつれをほどいて最適な形で結びなおす「TSUNAGU」様子をイメージしている

第 45 期 (R6. 9. 14~R8. 9. 13)

佐賀県労働委員会委員

(公 益)



福田会長



早川会長代理



吉田委員



野方委員



大隈委員

(労 働 者)



草場委員



小川委員



近藤委員



東島委員



松尾委員

(使 用 者)



福母委員



仁部委員



副島委員



鶴田委員



南里委員

(R7. 8. 29 就任)

(退 任 委 員)

(使用者)



織田委員

(R7. 6. 20 退任)





# 目 次

まえがき	1
------	---

## 第一部 労働委員会制度創設 80 周年に寄せて

### <記念随想>

労働委員会の特長をいかした紛争解決を目指す	会長	福田 恵巳	2
日々是好日	会長代理	早川智津子	3
労働委員会と「労働」との関わり方	公益委員	吉田 一穂	4
委員として学んだこと～専門外の立場から～	公益委員	野方 大輔	5
もつれた紐をほどいて結ぶ	公益委員	大隈 知彦	6
労働組合役員としてのあらためての決意	労働者委員	草場 義樹	7
労働者委員となって	労働者委員	小川 龍二	8
感謝	労働者委員	近藤三千代	9
労働組合で培った経験を労働委員会の場へつなぐ	労働者委員	東島 美香	10
労働組合の存在意義	労働者委員	松尾 和寿	11
「昔、言葉は芸術だった」	使用者委員	福母 祐二	12
控 室	使用者委員	仁部 和浩	13
社会の変化への対応！！	使用者委員	副島 和光	14
使用者委員を経験して	使用者委員	鶴田 利浩	15
使用者委員を拝命して	使用者委員	南里 一夫	16
「やわらかなノイズ」	前会長代理	富吉賢太郎	17
貴重な経験に感謝	前使用者委員	織田 佳郎	18

### <労働委員会の沿革>

第1節 委員会の創設	19
第2節 制度の変遷	19

第3節 事件の取扱状況	23
(1) 審査事件	23
(2) 調整事件	25
(3) 個別労働関係紛争事件	28
(参 考) 労使紛争に関する相談件数	30
第4節 広報活動状況	32

## 第二部 佐賀県労働委員会年報—令和7年版—

第1章 佐賀県労働委員会の概要	35
第1節 組 織	35
1 概 要	35
2 委 員	35
3 あっせん員候補者	37
4 事 務 局	38
第2節 職 務 権 限	39
第3節 業 務 運 営	40
第2章 会 議	43
1 総 会	43
2 公益委員会議	46
3 小委員会	46
4 各種連絡会議	46
5 事例研究会	48
6 委員特別研修	48
第3章 佐賀県労働委員会の活動状況	49
第1節 不当労働行為の審査	49
第2節 不当労働行為事件の再審査	49
第3節 行政訴訟事件	49

第4節	労働組合の資格審査	49
第5節	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条に基づく 非組合員の範囲の認定・告示等	49
第6節	労働争議の調整	49
1	概要	49
2	調整事件一覧表	50
3	争議行為予告通知に係る県内関係状況調査一覧表	52
第7節	個別労働関係紛争のあっせん	53
1	概要	53
2	あっせん一覧表	53
第8節	労使紛争に関する相談	55
1	概要	55
2	内訳	55
第9節	広報活動	56
1	概要	56
2	広報一覧表	56
第10節	表彰	58
第11節	その他	59
資料		
○	審査事件取扱状況	60
○	調整事件取扱状況	67
○	個別労働関係紛争のあっせん取扱状況	71
○	労使紛争に関する相談件数	73
○	佐賀県の労働組合組織状況	74
○	歴代会長名簿	76
○	歴代委員名簿	78
○	歴代事務局長名簿	110

## ま え が き

労働委員会は、昭和21年3月の労働組合法の施行により、集団的労使紛争を解決する機関として発足し、それ以降、憲法第28条で保障された労働者の団結権などの労働基本権の保護と労働争議の予防・解決及び公衆の利益保護を目的として、労使関係の安定を図っています。

また、平成13年10月に個別労働関係紛争解決促進法が施行されたことから、佐賀県労働委員会は、平成14年1月より「個別労働関係紛争あっせん」の業務を知事より受託し、労働者個人と使用者との紛争（トラブル）の調整業務も行っており、多くの県民の方に労働委員会の存在や役割を知っていただき、利用していただきたいと考えています。

そのため、令和7年においては、10月の労使間のトラブル相談会の土日開催やWEBフォームによる相談受付により相談しやすい環境を整えながら、テレビ等のメディアやインターネットを活用した広報活動、及び県内の市町や関係機関・団体を通じた広報活動に積極的に取り組んだところです。

中でも、令和7年10月に中央労働委員会と共催で、最近の労働法制の動きや、解雇・雇止め・退職といった労使関係紛争事案をテーマに九州地区労使関係セミナーを開催したところ、多くのご参加をいただいたところです。

当労働委員会では、引き続き公・労・使による三者構成の特色を生かし、労使関係の公正中立な専門機関として労使紛争解決に努めてまいります。

例年、1月から12月までの1年間に取り扱った審査事件、調整事件、個別労働関係紛争のあっせん事件等、当労働委員会の活動状況の概要をとりまとめた、「佐賀県労働委員会年報」を発行しておりますが、令和7年年報では、令和8年3月に、労働委員会制度が創設80周年を迎える記念号として、労働委員会委員随想及び労働委員会の沿革を第一部、令和7年版の年報を第二部として編集いたしました。

労働問題に関心をお持ちの方々のお役に立つことができれば幸いです。

令和8年（2026年）3月

佐賀県労働委員会 事務局長 小林 久美

## 第一部 労働委員会制度創設 80 周年に寄せて



## < 記 念 随 想 >

※ この記念随想は、第44期及び第45期において委員として  
在任された方に執筆いただきました。



## 労働委員会の特長をいかした紛争解決を目指す

会長 福田 恵巳

労働委員会は、公労使の3つの立場の各委員が協力し、労働紛争の解決を図る機関です。異なる立場の委員が、互いの知見と経験を持ち寄りながら紛争解決を目指す点に特色があります。

とりわけ個別労働関係紛争のあっせんの手続きにおいては、公労使の各委員が、自身の立場に偏ることなく、一致協力する姿勢で事案に臨みます。また、労使双方の立場を熟知した経験豊富な労使の委員は、各当事者の主張の背後にある真意を丁寧に汲み取り、当事者間の誤解の解消やコミュニケーションの溝を埋める手助けをします。さらには、労使の委員から当事者に対し、将来の紛争予防を見据えた助言をすることもあります。

近時、労働局等ではハラスメントに関する相談が増加傾向にあり、当会においても、いじめ・嫌がらせの相談件数が年々増加しています。その背景として、職場の人材が多様化する中、それぞれの価値観の相違に対する理解が追いつかない現状があると考えられます。また、人手不足による多忙さや精神的余裕のなさに起因するコミュニケーションの不足、あるいは、人材確保を急ぐあまり職場や仕事との相性を見極めないまま採用が行われてしまうことも、ハラスメントを誘発する要因として指摘できるかと思えます。今後も、多様化は進み、人手不足も続くでしょうから、ハラスメントに関するトラブルの増加傾向は続くものと思われます。

このような状況下において、労働委員会における、正否をただちに断ずるのではなく、当事者双方との対話を通じて、紛争解決と将来の紛争予防を目指すアプローチは、ハラスメント事案の解決にたいへん有効であると考えます。

当委員会のキャッチコピーは「労使のもつれを、ほどいて結ぶ」ですが、労働委員会の特長をうまく表現してくれているこのキャッチコピーを体現できるよう、今後もひとつひとつの事案に真摯に取り組んでまいります。

## 日々是好日

会長代理 早川 智津子

最近、引っ越した。

築古であるが、大工の技が生きている木造住宅で、和室は床の間のある書院造り（廊下に向けて出窓のような飾りのあるガラス障子がついている）である。

「せっかくの床の間に見あった掛け軸がない」と、労働法上の女性の健康課題を研究する研究会のあとの食事会で呟いたら、研究会のメンターであるA先生が、「なければ自分で書けばいいじゃない？」とおっしゃる。それは妙案と思い、白紙の掛け軸をネット注文。この白紙部分に何を書こうかと、またネットで検索すると、「日々是好日」とかが良いらしく、なんなら「○」（丸）でも良いらしい。

「日々是好日」という言葉は佐賀に似合う。総じて佐賀は気候が良い。水色の空に綿雲が浮かぶ平和な感じが佐賀の空と思う。

佐賀県労働委員会も「日々是好日」である。労側、使側、公益と事務局と、労使の紛争（もつれ）をほどいて結ばんと、プロフェッショナルな人々で構成するチームである。

とはいえ、世の中の労使関係は、常に晴れとはいかず、時に風雨の日もあり、佐賀県労働委員会に来ていただければ、差し出す傘となろう。

あっせんは、個別でも集団でも、紛争当事者双方の歩み寄れる点がどこにあるかを、労側委員と使側委員の両あっせん員と公益委員のあっせん員との3人で一致して探ることになる。当方は、個別あっせんでは、請求者の労働者個人と被請求者の使用者とでは情報量に格差があることを一応念頭に置き、集団あっせんでは、基本的には使用者と労働組合の労使対等を念頭に置いている。

個別あっせんでは、請求者に見えている絵（職場環境や使用者との関係）がどのようなものかを感じとることを心がけている。請求者は孤軍奮闘のなか、労働委員会の門を叩いてくださった。労いと寄り添いが必要である。公益委員として、丁寧な対応を通じて労いの気持ちが伝わるよう努めている。個別あっせんできくに重要なのは、労側あっせん員の寄り添いである。労側あっせん員には、あっせん案をもって労働者の意向を聴きに控室に行っていただくこともある。経験では、労側あっせん員の寄り添いによって、労働者の心がほぐれ、あっせんの終わりには労働者が肩の荷がおりたような雰囲気をもとわれて帰られることがある。

使側あっせん員の役割も使用者の歩み寄りを促す点で、同様に重要である。とくに、会社の人事労務管理の不足を使側あっせん員が、使用者が気づくように諭してくださることがあり、ありがたい。「解雇する前に、問題が起きたときにそのつど注意して労働者の改善を促していましたか？」解雇に段階を踏む必要があることに使用者自らが気づく。支払った解決金は使側あっせん員の授業料とみれば、使用者にとっても今後の人事労務管理に活かす良い勉強になったはずである。「人手不足のなか、解雇するのは会社にとってももったいない。」人を活かす経営はなにか、気づかされる。

集団的あっせんでは、使用者と労働組合の労使対等を念頭に、将来の団体交渉を通じた労使対話の促進が機能するような関係の再構築を目指している。

以上、あっせんの話であるが、あっせんでは、主導は労側・使側の両委員に任せて、公益委員は進行役に徹して出しゃばらないのがよいと考えている。良かれと思っても、うかつな発言で、請求者、被請求者からの不信感をかけて、歩み寄る空気を壊さないようにしたい。公益委員は、公正な態度と丁寧な雰囲気には徹したい（と思いつつ……）。ベテランの労側委員と使側委員への信頼と感謝、これに尽きる。

とはいえ、労働組合法7条に係る不当労働行為救済事件があがってきた際には、公益委員としても役割を自覚し、がんばらせていただく所存である。

## 労働委員会と「労働」との関わり方

公益委員 吉田 一穂

思想家・哲学者のハンナ・アーレントは、著書『人間の条件』（1958年）の中で、人間の活動的生活を「労働」、「仕事」、「活動」の3つに区分し、「労働」を生命維持のための営みとした。「労働」は生命維持に不可欠であるから、そこに本来的な自由はなく、ただ消費が反復されるだけである。より人間にとって重要なことは世界を創造する「仕事」や公共的・政治的な「活動」である。そのように論じたうえでアーレントは「労働」が生活を圧迫している当時の社会に警鐘を鳴らしたのである。「労働」が自分らしさの発揮を阻害し、没個性化させているとの考えによるものだろう。

2026年現在はどうだろうか。働き方改革でだいぶ緩和されたとはいえ、今でも普通の生活で「労働」時間が占める割合は相変わらず大きい。そういった状況を逆手に、労働と自己実現は同時に達成可能であるし、そうあるべきといった内容の自己啓発的な言説を目にすることもある。それが本当に良いことかどうかは措いても、現実的にみれば「労働」とそれ以外を区分するのは難しいし、境界自体も曖昧なのだろう。

さて、本題の労働委員会についてである。私は2022年に佐賀県労委の公益委員を拝命し、いくつかの個別労働紛争や集団労働争議の調整事件に関与させていただいた。労使紛争の調整事件となる事案は職場のハラスメントであったり、突然の解雇であったりと実に様々である。労働委員会では、裁判所のように事実認定を行うことができないものの、例えば労働者側の訴える行為がハラスメントに該当するかどうかという点についてであれば、労使の言い分において一致している事実関係に基づいて一応の心証を得られることもある。こうした心証をもとに、労働委員会のあっせんでは双方に互譲を求めながら、解決策を探っていくことになる。

とはいえ、労使双方の言い分をもとに紛争に至る経緯をみると、多くの場面で労使間のディスコミュニケーションに根本的な原因があるのではないかという印象を受ける。そうすると、労使紛争の解決においては紛争という結果の調整以外にも、その原因に着目した労使関係の修復という選択肢も重要であるし、むしろ当事者双方に寄り添える労使委員と共に構成される労働委員会に適したアプローチといえるのではないか。

問題はディスコミュニケーションの解消方法であるが、「労働」の考え方が参考になりそうである。「労働」は生命維持のための不可欠な行為であるだけではなく、自分らしさを発揮する現実的な機会と捉えることもできる。だとすると、良好な労使関係を保つには使用者は労働者の個性を十分に尊重し、労働者自身が自分らしさをデザインできる職場環境づくりが求められているように思われる。こうした環境づくりに対する認識が労使間で一致すれば労使関係の修復に向けた解決の糸口になるのかもしれない。

佐賀県労委は労使のもつれをほどいて結ぶ。労使関係の修復に着目した素敵なキャッチフレーズだと、私は思う。

## 委員として学んだこと～専門外の立場から～

公益委員 野方 大輔

労働委員会 80 周年という大きな節目の記念号に、寄稿の機会をいただいたことは、大変光栄であると同時に、やや場違いではないかという思いもある。以下では、労働委員会の活動に関わってきた経験と実感を記してみたい。

私は、労働法を専門とする研究者ではない。大学では経営財務という科目を担当し、コーポレート・ガバナンスを主な研究対象としてきた。そのような背景をもつ私が公益委員を拝命することになったのは、前任の小西先生のご転出に伴うものであり、自ら志願したというよりは、ご縁に導かれてこの場に立たせていただいている、というほうが実感に近い。

労使関係の調整という実務は、私にとって経験のない分野であった。企業不祥事や経営の効率性といった観点から労使関係を考察することはあっても、個別紛争に当事者として向き合う機会はなく、労働委員会での活動は、手探りの連続である。

2026 年 2 月時点で、委員としての在任期間は 3 年に満たない。関与した紛争調整の件数は限られるが、打切りに至った事案も経験した。そのたびに、公益委員としての関わり方を自問している。応諾を拒んでいた被申請者のもとへ、使用者委員、事務局とともに直接出向いたことがあるが、その際も、私自身が何かを決定づけたというよりは、周囲の尽力に助けられながら、結果として対話の糸口が見いだされた、という感覚が残っている。

こうした経験を重ねる中で、次第に感じるようになったのは、労働委員会の紛争調整の場では、法令の整理や主張の正しさと同程度に、どのように伝え、どのように受け止めてもらうかが重要になるということである。私は労働法の専門家ではないため、法的枠組みそのものを主導的に論じることはできない。一方で、当事者の言葉や反応に注意を向け、説明の仕方や対話のあり方について考える余地を与えられているように思う。振り返れば、ガバナンスで重視される利害関係者間の調整は、あっせんの場合においても通じる部分がある。専門外であることに戸惑いながら関わってきたが、そのこと自体が、法的枠組みの外側に目を向けるきっかけになり、結果として自分なりの関わり方を模索する余地を与えてくれたのではないかと、今では感じている。佐賀では、労使の距離が近い中小企業が多く、紛争が生じた際には感情的な対立が前面に出やすい一方で、対話を通じて関係修復を図る余地も小さくない。そのような地域性の中で、様々な観点をもった委員が第三者として間に入り、対話の場を整える役割を果たすことの意義は、実務に関わる中で強く実感するようになった。

最後に、日々の丁寧な準備と調整によって支えてくださっている事務局の皆様、そして使用者委員、労働者委員の皆様から、多くのことを学ばせていただいていることに感謝したい。専門外の立場でありながら、このような機会を与えられていること自体が貴重であり、委員としての経験は、自身の研究や教育の在り方を見直すきっかけにもなっている。今後も、皆様から学びつつ、法的枠組みの外側にある視点にも目を向けて、一委員として労働委員会の活動に微力ながら関わっていければと考えている。

## もつれた紐をほどいて結ぶ

公益委員 大隈 知彦

令和6年9月、辞令交付式の後、事務局から労働委員会の制度や委員の業務についてレクチャーを受けました。資料の中にパンフレットがあり、佐賀県労働委員会のキャッチコピーを初めて目にしました。～労使のもつれをほどいて結ぶ～。労働委員会の役割をうまく表したコピーだなと思いながら、吉野弘さんの詩を思い出していました。吉野さんは『祝婚歌』や『夕焼け』などで広く知られている詩人です。時折、詩やエッセーを読み返すのですが、その時、頭に浮かんだのは『ほぐす』という作品でした。

小包みの紐（ひも）の結び目をほぐしながら  
おもってみる  
一結ぶときより、ほぐすとき  
すこしの辛抱が要るようだ  
人と人との愛欲の  
日々に連ねる熱い結び目も  
冷めてからあと、ほぐさねばならないとき  
多くのつらい時を費やすように（後略）

この詩は男女の愛を紐の結び目にたとえ、結ぶときには思いもしなかった「ほぐす」という作業の哀しさ、つらさを描いた作品です。

労使間の問題にも似たようなところがあるのではないのでしょうか。就職の際、求人に応募し、面談する。「ぜひ入社してください」「よろしく願います。頑張ります」。採用する側も、される側も互いに求め、同じ職場で働くようになったはずです。いわば相思相愛で働き始めたのに、想像もしなかったトラブルが起きてしまう。残念なことですが、本来なら働く喜びや生きがいを感じる職場で苦痛や悩みを抱える人がいます。もつれた紐の結び目をほぐす作業は労使ともにつらく、辛抱の要る時間ですから、労働委員会はその辛抱の手助けをするのが役割なのだろうと、キャッチコピーを見ながら考えていました。

実際にあっせんを担当してみると、辛抱の手助けをするのは容易ではないことを感じます。専門的な知識や経験だけでなく、人間性そのものを試されているような気持ちになり、還暦を過ぎて今更ながらに自分の力不足をうらめしく思います。とはいえ、目の前にもつれた関係の当事者がいるのですから、精いっぱい努力を続けるしかありません。プツンとはさみで断ち切るのではなく、辛抱強くほどいて次のステップへと結びたい。まだ1期目、初心者マークを付けたまま走行している状況ですが、優秀な公労使委員のみなさんや事務局職員の方々に学びながら、少しずつでもレベルアップを図りたいと思っています。

# 労働組合役員としてのあらためての決意

労働者委員 草場 義樹

## はじめに

佐賀県労働委員会の労働者委員に任命され9年目を迎えた。この間、多くの事件・個別労働関係紛争あっせんに応じてきた。

あっせんは、双方の主張を確めながら紛争解決の手伝いをするものであり、合意に至る結果をめざしている。

多くの事件は労働者からの申請が多く、弱い立場の労働者に寄り添い、主張を的確に引き出し、争点を整理して解決に向け進めて行くのがポイントとなる。

しかし、申請者、被申請者双方の意見の食い違いや、不誠実な対応などで、残念ながら打ち切りとなるケースも多く、裁判闘争につながることもあると聞く。

使用者に対する労働関係法令の啓発・徹底、労働者への労働教育の機会を増やし、快適かつ健全な職場環境づくりが労使双方にとってメリットであることを社会全体に波及させていくことが大切である。

## 雇用形態と職場環境の変化がある

非正規雇用が増加している。パートやアルバイトとして働くようになり、雇用形態が多様化した。非正規雇用労働者は、正社員に比べて給与や福利厚生面でハンディキャップがあり、安定した雇用も得られず不安定な生活状況に陥るリスクも高まっている。また、新型コロナ禍以降、テレワークの普及によるコミュニケーションの希薄化によって、チームワークや職場の雰囲気損なわれ、働く意欲の低下、孤立感を感じたりすることがあると聞く。労使のさらなる配慮によって、非正規雇用労働者の待遇改善や、ワークライフバランスを確立するなど、様々な課題解決に向けて取り組まなければならない。

## 時代は転換期を迎えている

平和の危機、エネルギー不足、地球環境問題、DXをはじめ第4次産業革命など世界的規模で時代の大転換期を迎えている。日本国内でも、少子高齢化、人口減少、労働者不足、莫大な財政赤字、物価高騰など重たい課題が山積している。

これらの課題は、暮らしや働き方に直結しており、現実と真摯に向き合いどう的確に対処すべきかが求められるが、そうになっていないのが現状である。

貧困や格差の拡大、社会の分断や持続性の危機が深刻化するなど将来不安が増している。社会の不条理や不公平性に対して声をあげていくという労働組合の使命と役割、労働委員会の意義はより高まっている。働く仲間をとりまく様々な困難な課題に対し、現場・地域の最前線で奮闘する仲間や関係機関と連携し、知恵や工夫を凝らした取り組みが必要である。

## 結びに

労働委員会の役割は、単に事件を解決するだけでなく、労使が信頼関係のもと誠実で良好な集団的労使関係を継続的に構築していくことにある。労働組合役員として、改めて組織を強化・拡大し集団的労使関係をひろげていく必要を痛感している。すべての働く仲間の理解・共感・参加のもと「働くことを軸とする安心社会」を合言葉に労働組合役員としての社会的責任を果たせるように努力したい。

「私たちが未来を変える」という強い決意のもと、働く仲間・生活者の笑顔のために、子どもたちの平和と安心、希望のために、これからも全国の仲間と手を携え頑張っていきたい。

## 労働者委員となって

労働者委員 小川 龍二

私事ではありますが、先日、高校時代の同窓会がありました。実に 30 数年振りの再会です。参加者の顔触れを見ると 18 歳の当時から面影はあるものの、顔にはシワ、頭は白髪や薄毛、老眼も入り、「みんな老けたなあ」と酒を酌み交わす中、思い出話に花を咲かせました。

「光陰矢の如し」とは良く言ったもので、若いつもりがもう 50 歳です。学生時代や入社当時、「50 歳」と聞くと・・・人生経験も積み、社会的な地位、又、一定の役職に就いた方、世間的には経営的、指導的立場。良く言えば大人（ある意味、年寄り）な存在に感じていました。しかし、いざ自分がその年齢になると、まだまだ経験不足・勉強不足等々、痛感する日々であります。

佐賀県労働委員会の労働者委員についても、2020 年 9 月の拝命から早いもので 5 年が経過しました。しかし、あっせん員を幾度か経験しても、毎回あっせん前には事務局からの資料を読み返し、自分なりに調べてはいるものの、それなりに緊張感や不安感を抱いている自分があります。この間、労働委員会事務局をはじめ、公益・使用者・労働者各委員の皆様方のご協力により何とか対応させて頂いております。

振り返れば、これまで個別紛争事件 4 件、労働争議調整事件 1 件に関わってきました。どの紛争事件をみても、その発生原因は「日頃からのコミュニケーション不足」が挙げられます。普段のコミュニケーションが上手くいかず、信頼関係は崩壊。遂には、互いの行動・言動にさえ常に不信感を持つようになり、そうした誤解や不満がより複雑な問題へ発展していった。原因は実に単純なものですが、単純であるが故、それらが複雑に絡み合い解決をより難しくしているように感じました。

こうした些細なトラブルや誤解というものは、どこの職場でも起こり得ると思われまふ。これらいずれの紛争事件を見ても只々残念に思うことは、どの職場（申請者）にも何らかの相談窓口（相談相手）があれば、ここまで問題は大きくならなかつたと感じざるを得ません。これらの紛争事件を通じて、よくよく考えてみると私自身の職場には相談窓口（労働組合）があつたから何とかやってこられたように感じました。一方、労働組合組織率を見ると 20% 弱で推移していることから、相談窓口もない職場が多数存在すると想定されます。

また、世の中では様々な場面で DX が進み、コロナ禍を経て IT 技術の発達も伴い直接顔を合わせる対面コミュニケーションが減ってきました。直接会わなくてもコミュニケーションが取れる、非対面でのコミュニケーションが増えてきました。さらには、SNS 普及により、これまでのコミュニケーション手段や情報の流れ方が大きく変化しています。職場を見ても、隣に座る社員同士が会話することもなく、パソコンでのメールやチャットで指示伝達や意見交換をしている姿を見かけます。

紛争の大きな原因（コミュニケーション不足）と、その対応（相談窓口）は今後どう変化していくのでしょうか？そういった意味では、労働委員会で扱う労働紛争も今後大きく変わってくる（多様化する）のでは？と思います。

何かのご縁でこのようなときに労働者委員をさせて頂いております。労働者の相談窓口として労働者の立場に寄り添いつつ、微力ではありますが精一杯努めさせて頂いております。関係者の皆様方、どうぞ宜しくお願い致します。

## 感 謝

労働者委員 近藤 三千代

私が労働委員会と初めて接したのは、高知県で勤務していた 2007 年です。新規に立ち上げた組合と団交しない、逃げ回っている経営者に対して、公的な力で団交を行えるよう願ったからです。職員の方から何度行っても会おうとしないと言われ、あきらめていたところ、弁護士ならば出席させると返事があり、やっと委員会を開いてもらえました。

実は初めて労働委員会を訪ねた時、担当者に「異動したばかりで手続きがわからない」と言われ、その後労働委員会の前担当者が別の課にいるとのことで、問い合わせてもらい、やっと申請が出来ました。その後無事に団交に漕ぎつけることが出来ました。

はじめは担当職員に不信感を持ったものの、経験年数を積む前に、人事異動があることを知り、不慣れながらも懸命に対応していただき、結果大変助かりました。

その後 3 年間岡山県労働委員会委員をさせていただきました。ちょうど「フランチャイズの加盟店主は労働者」と認めるという結論を出した時で、労働委員会全体が大変高揚感に包まれていた記憶があります。そして佐賀県労働委員会に 2023 年から在籍させていただきました。確かにあっせん件数等少ないと思いますが、出来れば労使間の紛争が無いに越したことはありません。ただ、紛争がないことは絶対になく、表面化せず労働者が泣き寝入りする状況はなくさなければなりません。

労働委員会と考えさせられたことがいくつかありますが、3 点挙げさせていただきます。

1 点目は、労使ともに労働関係における知識がもう少しあれば、もめごとになる前に解決できるのではないかと。学校を出たら、ほとんどの人が働くわけです。労働者になるか、経営者になるか、人それぞれの道を行くと思いますが、その前に義務教育の中で労働について学ぶ機会がないことは大きな問題だと思います。

2 点目は、当時者が代理人を立てて、労働委員会に臨むことについてです。本人が出席したうえで、傍で補佐するならばいいとしても、当時者が顔を見せず、解決することはいかがなものかなと感じます。その問題は解決しても、会社は存続し、そこには働く人が存在します。個別労使紛争であれ、表面化した問題は今後起こらないことが、望ましい形であって、そこが労働委員会の紛争解決の利点だと思うからです。

3 点目は、もどかしく感じる点ですが、事実認定が出来ないことです。法的な問題で誤っている場合は指摘できますが、どちらかという当事者は、相手がどのようなことを言い、どのような態度をとってきたのか、そういう点を重要視しています。明らかにおかしい場合は確認し調整できますが、何年も積み重ねられた事実は、どちらが正しいのかわかりません。そのような状態で、どのように収めていくべきなのか、悩ましい点です。特に高額な請求金額が絡むと判断できないことは労働委員会の限界だと思います。

思いつくまま述べさせていただきましたが、どの県の労働委員会に置いても、要は職員の方達です。申請時、色々な思いを抱え、感情が先に立ち脈略なく話す人たちが多いでしょう。そのような内容を精査し、申請に値するか検討し、まとめ上げたものを私達委員に提示してください。労働委員会制度を 80 年も継続できたことは、裏方で仕切って下さる職員の皆様の努力の賜物です。感謝を申し上げ、締めくくります。本当にありがとうございます。

## 労働組合で培った経験を労働委員会の場へつなぐ

労働者委員 東島 美香

令和4年9月に労働委員会の労働者委員として任命を受けてから、3年5か月が経ちました。それまでは、長年、労働組合役員として多くの労使交渉を経験してきました。

現在は、労働委員会の労働者委員として中立の立場にありますが、立場が変わっても、現場で培った経験は形を変えて今の私を支えています。それは「労働組合役員での経験」というよりも、「職場の問題をどう整理し、どう対話の場をつくるかを学んだ経験」として、委員としての役割に深く結びついています。“現場の現実”が常に存在し、声を上げにくい雰囲気、慣行として残る曖昧なルールなどの背景を肌で感じてきたことは、事案を読み解く際の大切な土台となっています。

また、労働組合として会社側が抱える制度上・経営上の制約などにも会社と向き合ってきました。そのような経験は、実際のあっせんにおいて、中立の立場で主張を整理する際に、どちらかに偏らず「なぜその言葉が出てくるのか」を理解していくことに繋がっています。

あっせんでは、中立・公正な第三者として双方の話を丁寧に聴き、事実を整理し、対話の糸口を探ることが求められます。感情がぶつかり合う場面では気持ちを受け止め、誤解が生じている場面では言葉を補い、対話が途切れそうなどときには再び繋がるきっかけをつくる。まさに、佐賀県労働委員会のキャッチコピーである“労使のもつれをほどいて結ぶ”です。

私が、これまで担当した“あっせん”で印象に残っているのは、初めて担当したあっせんです。申請者(労働者)が求めていた結果そのものは得られませんでした。しかし、双方が歩み寄り、最後に労働者から「やっと明日から前に進めそうです」と言われたとき、あっせんは、“前に進むための合意”をつくる場だと実感したことを覚えています。

労働者あっせん委員として、公益委員、使用者委員と協力しながら、双方が納得できる形で現実的な解決策を導き出す必要があります。あっせんは学びと経験の積み重ねだと思っています。組合役員から労働者あっせん委員と立場は変わっても、現場を知る労働者あっせん委員として、これからも働く人の声を社会につなぎ、健全な労使関係の構築に力を尽くしていきたいと思っています。

## 労働組合の存在意義

労働者委員 松尾 和寿

労働委員会の労働者委員となって約4年が経過しようとしている。この間、それほど多いとは言えないまでも、数件、個別労働紛争や調整事件など担当させていただいた。その中には、解決できた事案と解決できなかった事案がある。私自身、労働組合の役員を30年以上経験している中で、様々な施策、特に組合員にとって労働条件を下げざるを得ない痛みを伴う厳しい施策も経験してきた。厳しい施策の中でも組合員と正面から向き合い、理解してもらうまで何度も対話を重ねてきた。一方、会社側に対しても労働組合にすべて説明させるのではなく、決して傍観者になることなく、会社側の責任として説明を行わせるなど、労使双方で組合員・社員に理解が得られるよう対応してきた。このような対応を行ったことで大きなトラブルに発展しなかったのではないかと考えている。

労働組合の役員として組合員からの相談や労使間のトラブルを未然に防ぐため会社側と密にコミュニケーションをとっていたので、労働委員会もその延長戦で対応できるのではないかと考えていたが自分の経験があまり役に立たないことが多いと感じた。

労働委員会へあっせんなど申請される方は、圧倒的に労働組合がない会社で働いており、労働組合のある会社で働いている方々とは大きな違いがある。労働組合は、言わずもがな、賃金・職場環境の改善と雇用維持、相談機能を持ち、労使間のトラブルを解決する一助になっている。しかしながら、労働組合がない会社では、どこに相談して良いのか、どうやったらトラブルを解決できるのか、一人で悩みながら各機関へ相談に来ている。その相談者の話をよく聞き、寄り添い、何とか解決に導く方法はないかと、公益委員、使用者委員と知恵を出し合い話あってきた。もちろん解決できた時は良かったと思うが、もっと違う方法はなかったのかと考えることも多い。

労働者委員の役割は、あっせんなどの申請に対して、現状復帰（もとの状態に戻す）が基本だと思うが、労使間でのトラブルになれば、もとの戻るのは難しい、すでに関係が悪化している状況下で、もとの戻ったが良いのかどうか悩みどころでもある。時には、申請者の気持ちを落ち着かせ、時には歩み寄りを相談し、双方が納得できる内容が示せるよう心掛けていく。

日本の労働組合の組織率は約16%と非常に低い。裏を返せば、労働者の84%は労働組合の無い職場で働いている。もっと多くの会社で労働組合があれば労使間のトラブルも職場内で解決できるのではないかと考えている。やっぱり労働組合の存在意義は大きいと感じている。

労使紛争の解決には、もちろん労働委員会をはじめ各機関に相談することができるが、問題が大きくなる前に労使でキチンと話し合いができる環境があれば未然に防げるのではないかと考えている。その一つが労働組合という組織になるのでは、なって欲しい。

まとまりのない内容になってしまったが、一つ言えることは、労働組合があることで労使双方に大きなメリットがあることを広く知っていただきたいと思う。そのために、労働者委員として問題解決だけではなく、労働組合の良さをアピールしていきたい。

## 「昔、言葉は芸術だった」

使用者委員 福母 祐二

ここ数年で、労働者個人と会社の紛争（個別労使紛争）でも、パワハラやセクハラ等、労働者が「ハラスメントを受けた」と訴える事案が増加し、その内容は暴行等の身体接触を伴うハラスメントよりも、いわゆる「言葉のハラスメント」が増えているように感じる。

タイトルの「昔、言葉は芸術だった」であるが、これはお酒のつまみにある「柿の種」のような形をした宇宙から来た飛行船が出てくる洋画「メッセージ」で主人公の女性大学教授が映画の冒頭で学生に言ったセリフだったと覚えている。

ちなみに「昔、言葉は芸術だった」をググってみるとAIでの解説では「言葉が単なる情報伝達の手段（ツール）ではなく、美しさ、リズム、情緒、そして力（呪術性）を持つものと扱われていた時代を指す言葉」。これを読んで、『う～ん、最近のAIはもっともらしいことを簡潔に表現するなあ』と感心した。

確かに自然に感情移入してしまう小説などを読んだりすると感動し、涙を流したりするし、スポーツ選手が応援に力をもらって好成績を残したりする一方で、そうでない場合は恐怖を覚えたりもする。つたない経験だが、川上弘美の芥川賞受賞作品「蛇を踏む」は読後の恐ろしい感情がホラー映画よりもずーっと長く続いたので、関心がある方は実体験して欲しい作品である。

このように「言葉」は使い方によって人を感動させたり、やる気を起こさせたりするが、残念ながら「言葉のハラスメント」は、気分を沈ませたり、やる気を失わせたりするものであり、使い方によってさまざまな、そして場合によってはとても大きな影響を与えるものである。

私が納得したのは、私が主催する会議や会員会社の社員研修で自身が話をする人が多いが、私の話を聞いて、誰一人として感動して涙を流している人がいないことである。このためタイトルが「人は話し方が9割」などという本を見ると、「自分の話し方はどうだろう」と振り返りたくなるときもあるが、決して振り返ったりしないのは、こうした経験からである。まあ、私が話すテーマがハラスメント防止であったり、最近の労使紛争の報告であったり、特徴的な裁判例であったりなので、それは仕方ないことであると納得させているが、ごくごくたまに、参加者から「今日のお話は大変参考になりました」とお世辞交じりに言われると、正直、嬉しさのあまり、その日の晩酌のビールをロング缶にしたりしている。

労働審判員として経験からは、とても長くそしてあまり意味のないようなLINEのスクショの書証をとときには100ページ近く読まされることがあるが、たまにそこで使われている文字に大事な意味が含まれていることもある（動くスタンプは印刷すると静止しているので、意味不明なことが多い）。

まとまりのない話になって、またまた自分が使う言葉には芸術性のかけらもないと実感しているが、労働委員会で和解する場合、和解文書の中の一見、味気ない表現でも、申請者や被申請者の苦悩や各あっせん員の努力が込められているのだな、といまさらながら再認識し、今後も？紛争解決に臨む際には「言葉の重み」を大事にしながら、当事者の気持ちに寄り添った解決を図りたいと考えている。

## 控 室

使用者委員 仁部 和浩

「労働委員会制度が80周年を迎えますので記念随想をお願いします」との依頼を事務局からお受けした。参考資料として、10年前の70周年の記念随想のコピーが添えられていた。その綴りをぱらぱらと捲っていたら、自分が書いた駄文が目にとまった。

10年前の私は54歳で、既に十分に“おじさん”だったのだが、委員としてのキャリアは僅か1年半と日が浅く、寄稿文も青臭い気負いと堅苦しさばかりが目立ち、気恥ずかしくなった。

綴りを更に読み進めていくと、私と同じ時期に使用者委員に就任されたSさんの文章があり、当時の懐かしいやり取りに思いが巡った。

ひと回り年上のSさんは、私と違ってロマンスグレーの似合う渋い紳士で、独特のユーモアのセンスを持たれており、思わず「ああ、おっしゃる通りだな」と共感しつつも、本気なのか冗談なのか分からず、一瞬戸惑ってしまうような話がちょくちょくあった。中でも忘れられないのが真顔で放たれた次のフレーズである。

「自分の会社のことで手いっぱいなのに、よその会社のことまで対応できませんよ」。

もちろんこれは、酒の席でのジョークなのだが、10年経った今でも忘れられないのは、ウィットに富んだ面白さだけでなく、組織の本質や会社運営の苦労が凝縮されているからだろう。実際、私が働いている会社でも日々いろいろな出来事があり、中には労働委員会にあっせん申請されてもおかしくないようなトラブルもある。

前置きが長くなった。

労働委員になって約12年。この間に担当した事案は13件。その1つ1つをすべて克明に覚えているわけではないが、それらの中には、忘れようにも忘れられない印象的な事件が幾つかあって、ふとした折に脳裏をよぎる。

個別労働紛争のあっせんをする場合、申請者と被申請者は、それぞれ離れた控室に通され、必要な書類を記入したり、出番を待ったり、労働委員と個別に話をしたりと、相当の時間をそこで過ごす。

私の印象に強く残っているのは、事件そのものよりも、控室で個別に協議をした際に経営者の方が語られた本音や険しい表情である。

労働委員会制度の性格上、個々の事案の具体的な内容を書くことは出来ないが、ある個別紛争事件で、被申請者になられた会社の社長さんが、見るからにお辛そうな苦悶の表情で、持病が悪化していつ死んでもおかしくない状態であり、近々引退することを決めている、次の人に引き継ぐためにこの問題は私が解決しなければならない、これが私の最後の務め、といった内容のことを語られた場面は、今でも鮮明に覚えている。

あの方が、今もどこかで、例えばお孫さんを抱っこなどしながら、笑顔で過ごされていることを願わずにはいられない。

## 社会の変化への対応!!

使用者委員 副島 和光

令和4年9月14日付で佐賀県労働委員会使用者委員の拝命を受けました。初めて県庁内に入り、しかも知事より辞令を交付されド緊張していたのを思い出します。私自身、労務関係の業務は約40年前に会社の組合の書記長を携わって以来のことで、労働委員会の委員として務まるのか不安でした。

あっせんに関しては、私が使用者委員を拝命してから1年半後位で初めての担当となりましたが、内容としてはあっせんで解決できる事柄なのかと思った所、結局打ち切りとなりました。また、2回目も打ち切り、3回目は被申請者の不応諾で打ち切りと、全く解決に至りませんでした。めぐり合わせもあるでしょうが、私自身の交渉力不足であると深く反省をしている所です。今後は問題点をよく把握し、解決に至るように努力してまいります。

さて、今後の社会は技術革新と価値観の多様化によって、働き方や暮らし方の選択肢が大きく変化していくと思われれます。AIやロボティクス、バイオテクノロジーなどの進展によって人々は物理的な判断を超え自由で柔軟なライフスタイルを実現できる時代になります。

企業に求められるのは、異なる背景や価値観を持つ人々が協力し合い、共に成長できる体制づくりが必要です。多様性を尊重し、共創を促す組織こそがイノベーションを生み出し、社会に貢献できる存在となります。

個人にとっては、スキルアップと自己実現が重要なテーマであると思います。技術の進化に対応するため、学び直しはライフスタイルの一部となり、キャリアは一社にとどまらず複数の選択肢を組み合わせる時代へと移行します。働くことと生きることのバランスを重視し、心身の健康を守る「ウェルビーイング」が社会全体で共有される価値観となるでしょう。

ライフスタイルも多様化し、リモートワークや週休3日制、プロジェクト型雇用など、柔軟な働き方が標準化されると思われ、仮想空間での生活も一般化します。デジタルとリアルが融合し、メタバースやXR技術によって、物理的な距離を超えた新しい生活体験が可能になります。

このような社会生活環境の著しい変化に、労働委員会のメンバーとして乗り遅れないようにどう対応していくかが求められます。

## 使用者委員を経験して

使用者委員 鶴田 利浩

私が労働委員会の使用者委員として就任してから、早いもので3年半が経とうとしています。55歳を過ぎてから第2の職場に移り、総務部長としての新たな役割を担うことになったものの、総務経験はありませんでした。そのような中で県より就任の打診をいただいた際には、自分に務まるのだろうかという不安が正直なところ大きく、身の引き締まる思いで委員としての第一歩を踏み出したことを今でも鮮明に覚えています。

労働委員会の役割は、労使間の関係調整により、職場における健全な労働環境を守り育てることにあります。その重要性は十分承知していたものの、実際に委員として向き合ってみると、その責務の重さを日々肌で感じることとなりました。労使双方の主張はそれぞれに背景があり、立場も事情も異なるものの、そこに共通して存在するのは「より良い職場をつくりたい」という思いです。委員として求められるのは、その思いを丁寧なすくい取り、中立・公正な視点から最適な落としどころを導くことだと痛感しています。

私にとってこの3年半は学びの連続でした。法律の解釈や過去の判例に基づく判断はもちろんのこと、労働現場の実情や組織運営の難しさなど、総務部長としての実務の中だけでは得られなかった視点に多く触れることができました。特に労働者側・公益側の委員の皆様との議論を通じて、物事を多面的に捉えることの重要性を改めて認識しました。時には自らの経験や常識が揺さぶられる場面もありましたが、それこそが委員として成長する機会であったと感じています。

委員会に寄せられる事案には、労働条件をめぐるものや職場内のコミュニケーションに起因するものなど、実にさまざまな背景があります。その1つ1つに真摯に向き合い、丁寧な調整を積み重ねることが、労働環境の安定と発展に確実に繋がっていくという実感を、今では強く持っています。使用者委員としての立場を超え、同じ地域社会を支える一員として寄与できていることに、深い誇りとやりがいを感じています。

この度、労働委員会設立80周年という節目に際し、こうして寄稿の機会をいただいたことは大変光栄であるとともに、この委員会が長年にわたり果たしてきた社会的意義の大きさを改めて実感する機会となりました。私自身はまだまだ経験の浅い委員ではありますが、これからも労働者・使用者双方が安心して働ける環境づくりに貢献できるよう、引き続き責務を果たしてまいりたいと考えております。

## 使用者委員を拝命して

使用者委員 南里 一夫

令和7年8月29日に労働委員会委員を拝命して早4ヶ月が経ちます。佐賀県経営者協会から、使用者委員に欠員が生じその補充要員としての打診があり、私のつたない経験が役に立つならばとお受けしました。

9月に入り早速東京での合同研修に参加、同月下旬には九州労働委員会使用者委員研修、また12月には東京で個別紛争専門研修に参加させていただきました。特に個別紛争専門研修ではグループ討議があり、メンバー各県のあっせん案件への取組が紹介されました。極力あっせんが成立するようにそれぞれ工夫されたアプローチ方法を探られており、参考になると同時に、その努力に頭が下がる思いでした。

これまで2件のあっせん案件を担当いたしました。残念ながら2件ともあっせん打ち切りとなり、今更ながらその難しさを痛感しているところです。あっせん申請書の記載内容から受ける印象と、事務局の方が詳細にまとめられた資料を拝読した後では、双方の主張の乖離が大きく感じられ、冷静に客観的事実を把握し対応できるか、甚だ心もとない限りです。

また、つたない経験値を補う目的で、担当外のあっせんの見学をさせていただきました。申請者、被申請者との面談では、それぞれの言い分をじっくり聴取され、何とか妥協点が見いだせないかと粘り強く意見交換を図られていました。

これまでの案件から受けた印象は、申請者・被申請者間のコミュニケーション不足からくる“ボタンの掛け違い”がトラブルの原因になっているということです。もう少し相手の立場に立って丁寧に説明していればと思われる事案が案外と多い。

我々の立場は、裁判や審判のように白黒つける場ではないので、その不足を補ってお互いが歩み寄れる場を提供することだと考えます。

今後も、各先輩委員の教えを請いながら、職務に精励していきたいと思います。

## 「やわらかなノイズ」

前会長代理 富吉 賢太郎

20年前、私は地元新聞社の論説委員長として、それこそ1羽の鶏が一日1個の卵を産むように一日1本のコラムを書く毎日でした。政治・経済、文化・スポーツ、また教育、芸能、人権問題など日常の出来事を、報道記者とはちょっと違った目線で、自分一人で見つめながら約600字のコラムに仕上げるのです。それは難儀と言えば難儀なことだったのですが、コラムを生み出す中でいろんな出会いがあり、また、日々勉強といえますか、知らないことをいろいろ学ぶ毎日でもありました。

そんなある日、県から労働委員会委員就任の依頼がありました。恥ずかしながら、その時、私は労働委員会なるものをよく知らなかったのです。公・労・使三者構成の労使紛争解決機関。未払い賃金、パワハラやセクハラ、不当労働行為など様々な個別、もしくは集団の労使問題を調整、あっせん、審査で解決していく行政機関であることを詳しく説明してもらいました。それを聞きながら「そんな重要な役目、とてもとても私なんか・・・」と初めは躊躇したのです。

その時、その方が言われたこと。「・・・お願いするのは公益委員です。労側でも使側でもない公益委員。全国各都道府県の公益委員は、佐賀もそうですが弁護士さんや司法書士、また大学教授といった法律の専門家が大半です。でも、労働委員会は裁判所とはまた違いますので、専門家ではない「素人の目」からの意見があってもいいのでは、ということをお願いしたいのです。もちろん労側・使側の同意を得た上でのことですが・・・」

確かにその当時、全国都道府県労働委員会公益委員で、法律の専門家ではない私のような立場の人はごくごく希なようでした。

説明を聞いて、私はなおさら緊張、お断りしようと思ったのですが、そこでふと考えたこと。昨今の複雑な労使の問題。法律の専門家の意見と判断はとても大事で重要なことですが、その中に、ちょっとだけ、「うーん、法律ではそうでしょうけど・・・」という素人の見方や意見、言い換えれば「やわらかなノイズ」が入ると、議論が少しずつ中心に軌道修正されていくかも。かの福沢諭吉の「多事争論」ではないが、結果として公平・公正な結論が導かれるのでは、と思ってお引き受けしたのです。

そんなこんなで今年の9月退任まで20年。本当にお世話になりました。労側でもない使側でもない公益委員。公正・公平、中立を基本において「ちょっとしたノイズ」の役割を果たせたかどうかはわかりませんが、印象に残る事件もいくつかございます。

労働委員会がもっと広く国民、県民市民に知られて、さらに活性化することを祈念しながら、明日へのエールと致します。





# < 労働委員会の沿革 >



# 労働委員会の沿革

## 第1節 委員会の創設

戦後、民主主義への改革が急速に進められる中、労働政策においても、積極的に労働者の権利を保障し労働運動の保護、育成が図られることとなり、労働組合法が昭和20年12月21日に公布され、翌年3月1日より施行された。この法律により、労働者の団結権、団体交渉権、争議権の三権が保障され、労働者の権利と労働組合の自主性が法的に確立された。また、本法を運用するための行政機関として、国に中央労働委員会、各都道府県に地方労働委員会が設置されることになった。

ついで、昭和21年9月27日、労働関係調整法の公布（昭和21年10月13日施行）により、労働争議調整の諸手続に関する規定が明確化され、ここに労働委員会は、労働組合の保護育成、労働関係の調整、その他法の実際の運用に当たる労働行政の重要な機関としての役割を担うこととなった。

本県にあつては、昭和21年2月12日に労働委員会労使委員候補者推薦会で労使側代表10名（労使各5名）が決定され、同年2月18日、県より示された第三者委員（5名）を労使側代表委員が同意し、同日、知事より委嘱を受けた15名の暫定委員により第1回総会を開催した。

同年3月1日の労働組合法施行と同時に第1期委員が委嘱される予定であったが、労働者側代表者の推薦並びに第三者委員の同意に難航をきわめ、同年7月25日に知事から第1期委員15名が委嘱され、佐賀県地方労働委員会としての活動が開始された。

## 第2節 制度の変遷

労働委員会は、制度創設以来80年を数えるが、この間、関係法令の制定、改廃等の整備が行われ、労働委員会の権限、運営等に幾多の変革があった。その主なものを挙げると次のとおりである。

- (1) 昭和23年12月に国家公務員法の改正及び公共企業体等労働関係法が制定され国家公務員が、また、昭和25年12月に地方公務員法が制定され地方公務員が、労働組合法及び労働関係調整法の適用から除外され、公務員等の事案は労働委員会の管轄から外された。
- (2) 昭和24年6月の労働組合法及び労働関係調整法が改正され、現行制度の基盤がつけられた。この改正で、労働組合の資格審査制度が新設されるとともに、不当労働行為制度については、直罰主義から原状回復主義に改められ、これらの準司法的権限は公益委員の専管事項とされた。また、中央労働委員会に優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられ、同年8月、中央労働委員会は、労働委員会の業務処理上の全般的な手続きを規定した「中央労働委員会規則」を制定施行した。
- (3) 昭和27年7月の労働組合法、労働関係調整法の改正により、緊急調整制度の新設、公益事業における争議行為予告通知制度の採用、特別調整委員制度の新設、仲裁制度の改正などが行われた。また、この改正の一環として制定された地方公営企業労働関係法が同年10月

に施行され、地方公営企業職員及び地方公務員のうち現業労働者については、労働組合法、労働関係調整法が適用され、労働委員会の管轄となった。

- (4) 昭和 37 年 10 月、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の施行により、労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。

同年 11 月、中央、地方の労働委員会に通ずる統一規則であることを明確にするため、中央労働委員会規則が改正され、名称が、労働委員会規則に改められた。

- (5) 昭和 40 年 5 月、地方公営企業労働関係法の一部改正で、地方公営企業に勤務する職員のうち非組合員の範囲については、地方公共団体の条例の定めから、労働委員会が認定、告示することとなった。
- (6) 昭和 41 年 4 月、労働組合法の改正により、労働委員の任期が 1 年から 2 年になり、本県では、第 20 期の委員任命から適用した。
- (7) 昭和 60 年 4 月に日本専売公社及び日本電信電話公社が民営化されたことにより、公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の労働関係は、労働組合法及び労働関係調整法が適用され労働委員会の管轄となった。
- (8) 昭和 62 年 4 月に日本国有鉄道が分割・民営化されたことにより、公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、各旅客鉄道株式会社の労働関係は、労働組合法及び労働関係調整法が適用され労働委員会の管轄となった。また、公共企業体等労働関係法が改正され、公共等労働委員会は国営企業労働委員会となった。
- (9) 昭和 63 年 10 月、労働組合法が改正され、国営企業労働委員会は中央労働委員会へ吸収統合された。また、労働組合法の 19 条が改正され、地方労働委員会の設置規定が、同法第 19 条の 12 として独立して設けられた。
- (10) 平成 5 年 11 月、行政手続法の制定に伴う労働組合法の改正により、労働委員会がする処分については、行政手続法の一部適用除外とされた。
- (11) 平成 12 年 4 月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)の施行により、機関委任事務とされていた地方労働委員会の事務は、自治事務に改められた。
- (12) 平成 14 年 1 月、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律が平成 13 年 7 月に制定されたことにより、知事から「個別労働関係紛争のあっせんに関する事務」の委任を受け、当該事務を開始した。
- (13) 平成 17 年 1 月、労働組合法の改正により、公益委員の除斥・忌避、審査計画の策定、物件の提出命令、証人等の出頭命令、和解勧告の制度化など、不当労働行為事件の審査手続きが整備された。また、「都道府県地方労働委員会」が「都道府県労働委員会」に名称が改められた。
- (14) 平成 20 年 10 月、国土交通省設置法、労働組合法、労働関係調整法等が改正され、船員労働委員会が廃止され、船員労働委員会の集团的紛争調整事務は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会の管轄となった。

また、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正により、船員労働委員会の個別的紛争調整事務は、地方運輸局長が指名するあっせん員、調停員が実施することと改められた。

- (15) 平成 25 年 4 月、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、国有林野事業が特別会計により企業的に運営される事業から一般会計で実施する事業に見直されるとともに、国有林野事業職員は、これまでの非現業の国家公務員と同様に独立行政法人等の労働関係に関する法律等の適用対象から外すこととされ、不当労働行為の適用がなく、また、労働委員会において、あっせん、調停及び仲裁を行わないこととされたことに伴い、労働委員会規則における所要の規定の整備が行われた。
- (16) 平成 27 年 4 月、独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律並びに厚生労働省組織令及び労働組合法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、労働委員会規則の所要の用語の整理が行われ、併せて地方調整委員会が毎月召集から定期召集に改められ、調整委員の数が改正政令前を上回っている間においては、改正前の区域ごとに小委員会を開催することと改められた。
- (17) 令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」等を踏まえ、令和 2 年 12 月に労働委員会規則が改正され、不当労働行為救済申立手続において、申立人による申立書等の押印等を不要とした。また、あっせん等の申請書及び取下書において、申請者の代表者の氏名を記載すれば足りることとなった。
- (18) 令和 2 年 4 月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国内で緊急事態宣言が発せられる等、外出の自粛や在宅勤務の活用が推奨された。これに伴い、令和 3 年 2 月、労働委員会規則が改正され、緊急事態宣言が発せられた場合等に、総会等をウェブ会議により開催することができるようになり、不当労働行為事件に係る調査の手続きにおいて、会長が相当と認めるときは、電話等により手続き関与させることが可能となった。
- (19) 在り方・ビジョン検討小委員会において取りまとめられた議論を受け、不当労働行為事件の審査の実務の現状を踏まえて、令和 3 年 4 月に労働委員会規則が次のとおり改正された。
- ・ 答弁書の提出期限・・・送付された日から原則 30 日以内としたもの。
  - ・ 答弁書の記載内容・・・申立書に記載された事実に対する認否及び申立書に記載された主張に対する反論を具体的に記載しなければならないとした。
  - ・ 審問の開始・・・申立てのあった日から 30 日以内としていた規定を削除した。
- (20) 中央労働委員会における審問の手続きや尋問について、当事者等の便宜のため、中央労働委員会と地方事務所との間でウェブ会議により実施できるようにした。
- (21) 労働組合法が定める審査手続きは、民事訴訟手続きに概ね類似しているが、令和 2 年 2 月 21 日、国は、これまで限定的だった民事訴訟の手続きについて、一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的に IT 化する等の改正案を法制審議会へ諮問した。

その後の2年以上の検討を経て、令和4年5月25日に公布された改正民事訴訟法のIT化に係る改正内容及び施行日は次のとおりとなった。

改正内容	施行日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話による期日への参加に係る遠隔地要件の緩和</li> <li>・ (当事者双方) 弁論準備手続期日・和解期日へのウェブ会議・電話会議による参加</li> </ul>	令和5年3月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (当事者) 口頭弁論期日へのウェブ会議による参加</li> </ul>	令和6年3月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブ会議による離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の成立</li> </ul>	令和7年3月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面的なオンライン提出</li> <li>・ オンラインによる送達</li> <li>・ 訴訟記録の電子化</li> <li>・ 電子化された訴訟記録の閲覧</li> </ul>	公布後4年以内

(22) 令和6年に設置された「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会」で報告のあった「36 協定等における労働者過半数代表の選出」及び『「フリーランス」についての労働委員会との関わり方』についての報告がなされ、それを踏まえて、労働局との更なる連携を図ることとなった。

### 第3節 事件の取扱状況

#### (1) 審査事件

不当労働行為の申立件数を10年間の単位で見ると、昭和60年までは相当数の申立てがあつたものの、昭和61年以降は10年間で1桁の申立件数となり、平成28年からの直近10年間は申立てがない状態が続いている。

##### ① 不当労働行為該当条項別申立件数

年別	号別 (労組法 7条)								計
	一 号	二 号	三 号	一 ・ 二 号	一 ・ 三 号	二 ・ 三 号	一 ・ 二 ・ 三 号	一 ・ 二 ・ 三 ・ 四 号	
昭24～30年計	23	3	5	1	2				34
昭31～40年計	13	21	8	1	13	3	2		61
昭41～50年計	114	17	2		8	5	3		149
昭51～60年計	90	7	2	3	7	1	3	4	117
昭61～平7年計					2		1		3
平8～17年計	1	1			3	1	2		8
平18～27年計		8			1				9
平成28年									
29年									
30年									
平成31・令和元年									
2年									
3年									
4年									
5年									
6年									
7年									
平28～令7年計									
総計	241	57	17	5	36	10	11	4	381
構成比(%)	63.3	15.0	4.5	1.3	9.4	2.6	2.9	1.0	100

※ 号別は、救済申立の事実により、労働組合法第7条各号の規定に該当する号を記載している。

- ・1号 … 労働組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い（労働組合法第7条第1号）
- ・2号 … 正当な理由のない団体交渉の拒否（同条第2号）
- ・3号 … 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助（同条第3号）
- ・4号 … 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い（同条第4号）

② 不当労働行為事件年次別終結状況

年別	区分	前年より繰越	新規受付	終結件数	終結内訳					次年へ繰越	
					和解・取下	命令・決定					
						全部救済	一部救済	棄却	却下		小計
昭 24～30 年計			34	34	26		1	7		8	
昭 31～40 年計			61	60	53	3		1	3	7	1
昭 41～50 年計	1		149	46	45		1			1	104
昭 51～60 年計	104		117	36	28	4	3	1		8	185
昭 61～平 7 年計	185		3	105	104		1			1	83
平 8～17 年計	83		8	91	72		2		17	19	
平 18～27 年計			9	9	8	1				1	
平成 28 年											
29 年											
30 年											
平成 31・令和元年											
2 年											
3 年											
4 年											
5 年											
6 年											
7 年											
平 28～令 7 年計											
総 計			381	381	336	8	8	9	20	45	

## (2)調整事件

労働争議の調整事件についての申請件数を10年間の単位で見ると、昭和21年～30年の戦後間もない時期は200件を超えていたものが、昭和51年～60年までの10年間では38件、昭和61年以降は10年間で20件台が続き、平成28年からの直近10年間では11件と減少しており、申請のない年も見受けられるようになっている。

### ①あっせん・調停・仲裁申請別調

区 分 年	あっせん	調停	仲裁	計	備 考
昭和21年～30年計	181(13)	25(12)	2(0)	208(25)	うち職権あっせん7件
昭和31年～40年計	96(14)			96(14)	うち職権あっせん3件
昭和41年～50年計	80(9)	5(2)		85(11)	うち職権あっせん2件
昭和51年～60年計	38(1)			38(1)	
昭和61年～平成7年計	21(9)			21(9)	
平成8年～17年計	27(6)			27(6)	
平成18年～27年計	24(5)			24(5)	
平成28年	3(2)			3(2)	
29年	1			1	
30年	3(1)			3(1)	
平成31・令和元年				0	
2年	1			1	
3年				0	
4年				0	
5年	1			1	
6年				0	
7年	2(1)			2(1)	
平成28年～令和7年計	11(4)			11(4)	
総 計	478(61)	30(14)	2(0)	510(75)	うち職権あっせん12件

(注) ( ) 書きは、公益事業で内数

② 調整事件要求項目別調

年 要求項目	昭21	昭31	昭41	昭51	昭61	平8	平18	平28	29	30	平31	2	3	4	5	6	7	平28	総計	構成比(%)
	～30 年計	～40 年計	～50 年計	～60 年計	～平 7年計	～17 年計	～27 年計	年	年	年	～令 元年	年	年	年	年	年	年	～令 7年計		
賃金増額	47	24	26	12	3	3	1												116	15.5
臨時給与 ・一時金	29	27	17	9	7	4	1												94	12.6
退職金	56	13	2																71	9.5
解雇	35	20	8	2	4	5	6												80	10.7
賃金遅払 ・未払	22	7	1	3		2	1					1						1	37	4.9
労働協約	15	4		2	2	1													24	3.2
工場閉鎖及 び工場再開	7	1	3	1	1														13	1.7
賃金減額	5	1																	6	0.8
諸手当	19	4	5																28	3.7
団交促進	3	7	32	20	7	18	11	2		2								4	102	13.6
厚生福利	5	3	1	1															10	1.3
企業合理化		2	1	1															4	0.5
生活突破 資金	7		1																8	1.1
その他	64	19	28	5	6	8	13	2	1	2		3			1		5	14	157	20.9
計	314	132	125	56	30	41	33	4	1	4	0	4	0	0	1	0	5	19	750	100.0

(注) 要求項目は複数あるため申請件数には一致しない。

③ 調整事件終結状況調

年	解 決		打切り 不調 打切	取 下 げ		労委規 則第65 条第2項 適用(不 開始)	移管	合計
	あつせん 又は調停 による直 接解決	あつせん 員又は調 停委員の 指導によ る自主解 決		自主 解決	その他			
昭和21年～30年計	101	29	52	13	10	3		208
昭和31年～40年計	39	22	18	12	2	3		96
昭和41年～50年計	26	14	14	23	6	2		85
昭和51年～60年計	14		9	7	5	3		38
昭和61年～平成7年計	8	1	2	7	2	1		21
平成8年～17年計	12		7	7	1			27
平成18年～27年計	14		7	3				24
平成28年	2		1					3
29年			1					1
30年	2		1					3
平成31・令和元年								0
2年	1							1
3年								0
4年								0
5年	1							1
6年								0
7年	1							1
平成28年～令和7年計	7		3					10
総 計	221	66	112	72	26	12		509
	287			98				
構 成 比 (%)	43.4	13.0	22.0	14.1	5.1	2.4		100.0
	56.4			19.2				

### (3) 個別労働関係紛争事件

個別労働紛争関係のあっせん制度は平成14年から開始されたものであるが、申請件数は年間で増減があるものの10年間で60件程度となっている。

#### ① あっせん申請件数調

年	区分	あっせん
	平成14年～17年計	16
	平成18年～27年計	61
	平成28年	4
	29年	2
	30年	7
	平成31・令和元年	8
	2年	7
	3年	6
	4年	3
	5年	7
	6年	2
	7年	11
	平成28年～令和7年計	57
	総計	134

#### ② あっせん要求項目別調

年	要求項目	賃金増額	一時金	解雇・ 雇止め	退職・退 職一時金	賃金未払	事業休 廃止事 業縮小	配置 転換	その他	計
	平成14年～17年計	1	2	10				2	5	20
	平成18年～27年計	1	7	19	14	7		2	32	82
	平成28年			4						4
	29年							1	2	3
	30年		5	1		1			1	8
	平成31・令和元年			1		4			13	18
	2年			1		2		1	6	10
	3年			3					5	8
	4年			2					3	5
	5年		1	1	1	1		1	7	12
	6年			1					3	4
	7年		1	1	10	5			6	23
	平成28年～令和7年計	0	7	15	11	13	0	3	46	95
	総計	2	16	44	25	20	0	7	83	197

(注) 要求項目は複数あるため申請件数には一致しない。

③あっせん終結状況調

年	区分	解 決		打 切 り	取 下 げ		不 開 始	合 計
		あっせんに よる直接解 決	あっせん員 の指導によ る自主解決	不 調 打 切	自 主 解 決	そ の 他		
	平成14～17年計	5		4	1	3	3	16
	平成18年～27年計	24		21	12	2	1	60
	平成28年	1		3		1		5
	29年	2						2
	30年	6		1				7
	平成31・令和元年	1		5				6
	2年	2		6			1	9
	3年	3		2			1	6
	4年	2		1				3
	5年	4						4
	6年	2		2		1		5
	7年	3		5	1			9
	平成28年～令和7年計	26		25	1	2	2	56
	総 計	55		50	14	7	6	132

(参考) 労使紛争に関する相談件数

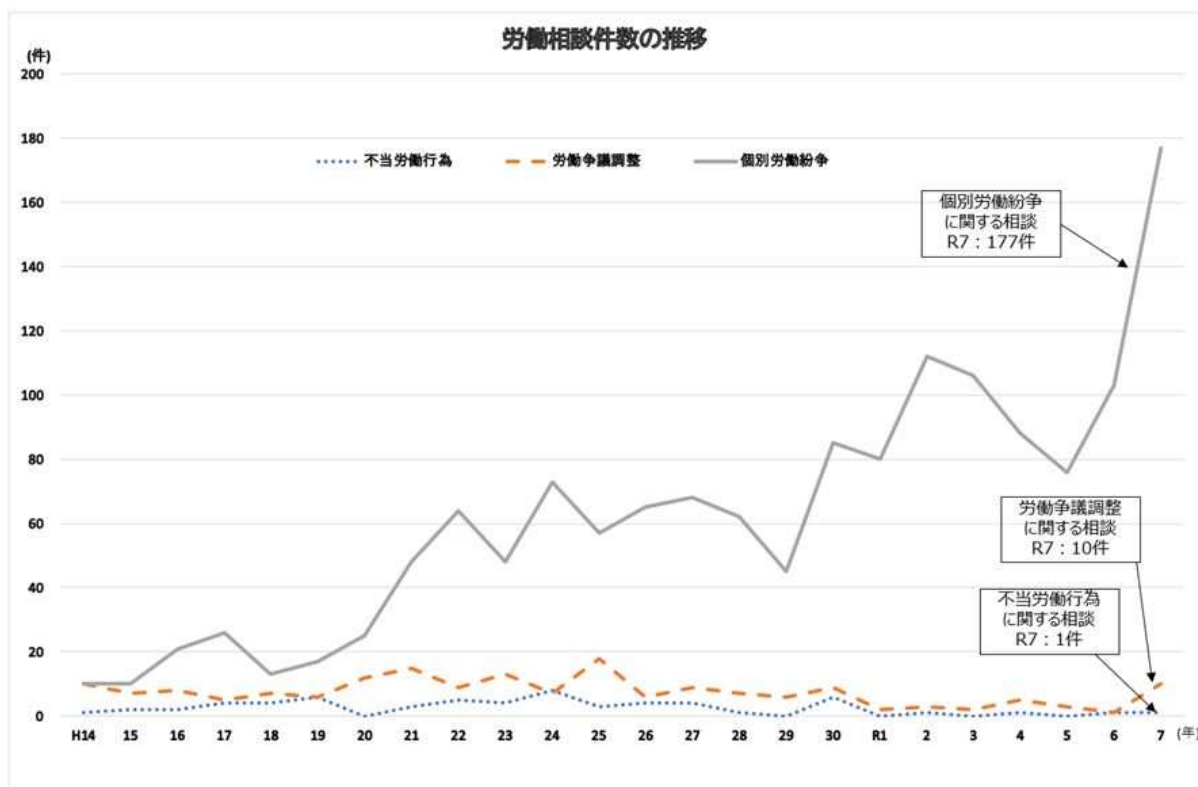
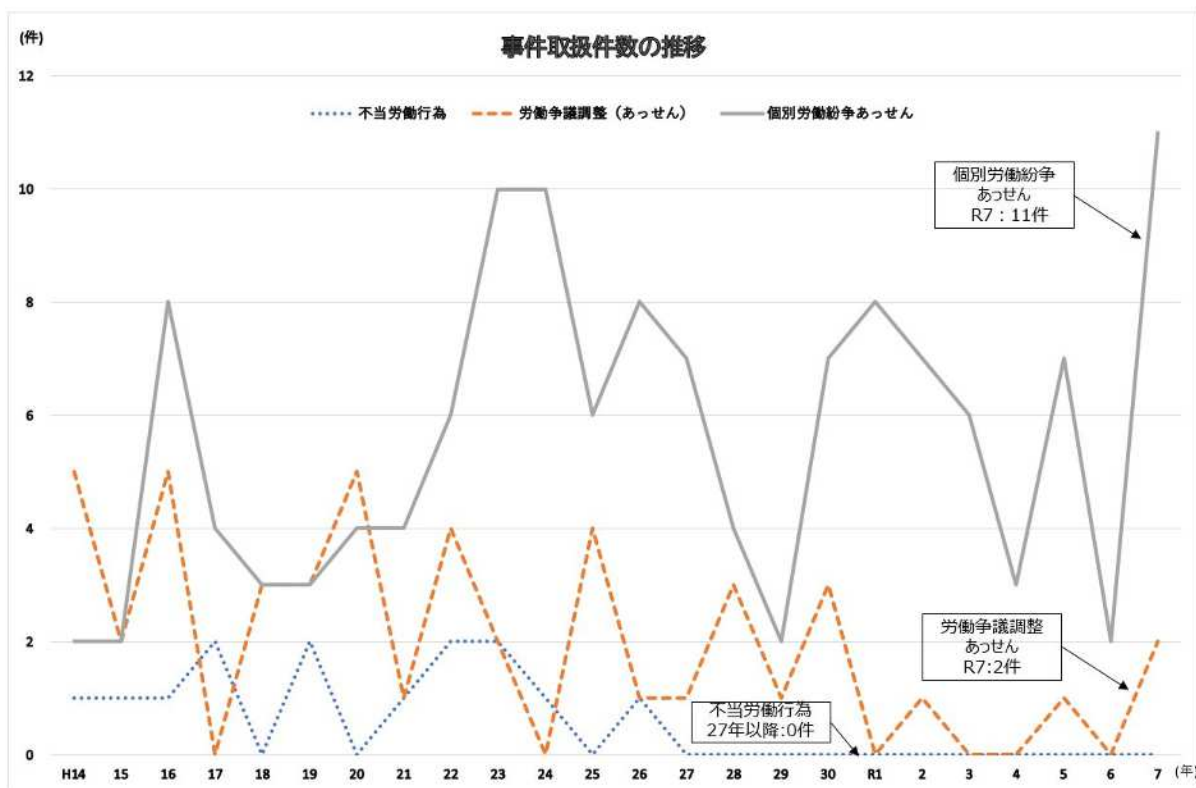
労使紛争に関する相談件数は、平成14年からのデータになるが、個別労働紛争に関する相談が、令和7年で177件と近年急増するとともに、相談件数の大多数を占めるようになっている。

なお、個別労働紛争に関する労働相談の内訳としては、職場の人間関係、退職・解雇等、労働条件等、賃金等の4つがそれぞれ20%から25%を占める状況となっている。

相談内容別調

年 \ 区分	不当労働行為	労働争議の調整	個別労使紛争	計
平成14～17年	9	30	67	106
平成18年～27年計	41	102	478	621
平成28年	1	7	62	70
29年	0	6	45	51
30年	6	9	85	100
平成31・令和元年	0	2	80	82
2年	1	3	112	116
3年	0	2	106	108
4年	1	5	88	94
5年	0	3	76	79
6年	0	3	103	106
7年	1	10	177	188
平成28年～令和7年計	10	50	934	994
総計	60	182	1,479	1,721

これまで見てきたとおり、近年では、労働委員会による事件の取扱及び労働相談において、審査事件や調整事件といった労組と使用者との紛争が減少し、労働者個人と使用者との紛争である個別労働関係紛争に関するものが大きくなっている。



## 第4節 広報活動状況

近年において、審査事件や調整事件が減少し、個別労働紛争への対応が増加する中、県民の労働委員会への認知を高めようと、平成21年から、10月を「個別労働関係紛争処理制度周知月間」とするPR活動を全国的な取組に併せて開始した。

そうした動きの中で、佐賀県労働委員会として、県民が親しみやすいイメージキャラクター“トリプルあっせんず”を平成24年に、労働委員会の制度を分かりやすく伝えるキャッチコピー“労使のもつれを、ほどいて結ぶ”を平成29年にそれぞれ制作し、各種媒体を通じた広報や、委員自らが駅前に立って県民に呼びかける「街頭PR活動」など、精力的に広報活動を展開し、認知度の向上に努めている。

また、インターネットへの広告掲載やWEBフォームでの労働相談受付など、デジタル社会の進展に合わせた県民の認知向上のための取組や利便性を向上させる取り組みも行っている。

加えて、近年増加する外国人労働者向けに、英語、中国語、韓国語、ベトナム語及びやさしい日本語による多言語リーフレットを作成し、周知を図っている。

### <佐賀県労働委員会のイメージキャラクター>

- ・平成24年度より、佐賀県労働委員会での各種広報にイメージキャラクター「トリプルあっせんず」を採用している。

## トリプルアッセンズ




(イメージキャラクターの説明)

あっせん員は3人で合議の上、労使紛争解決のお手伝いをします。

よく聴くうさぎをイメージした「ミミット」、よく見る猿をイメージした「メンキー」、そして結びつけることが得意な謎の生物「ミディエ（「調停、仲裁、和解、あっせん」などの裁判外紛争解決手法を意味するミディエーションから命名）が3者で労使の紛争解決にあたります。

## <佐賀県労働委員会のキャッチコピー>

・「労働委員会」という名前のイメージが、トラブル解決といった目的にほど遠いため、組織、役割に関心や親近感をもってもらい、県民が利用しやすい制度としていくことを目的とし、平成 29 年度よりキャッチコピーの愛称利用を開始している。

・キャッチコピー	「労使のもつれを、ほどいて結ぶ」 (キャッチコピーの説明) 労働者、使用者の紛争を紐のもつれと比喻、和解に向かわせることを、ほどいて結ぶと表現
・愛称	「TSUNAGU(つなぐ)」 (愛称の説明) まさに、繋ぐ役割であることをローマ字でシンプルに表現
・ロゴマーク	 紐の「結び目」を連想して制作。横の線(紐)はそれぞれ労働者、使用者を表現している。縦の線(紐)は労働委員会の活動として、労使のトラブルに悩む2者の間にたち、もつれをほどいて最適な形で結びなおす「TSUNAGU」様子をイメージしている

## <街頭 PR 活動>

・平成 27 年度より、佐賀駅や佐賀駅バスセンター等で、街頭 PR 活動を実施し、委員及び事務局職員による広報リーフレットやノベルティグッズの配布を行っている。



<外国人向け多言語リーフレット>

- 令和2年度に外国人向け多言語リーフレットを作成し、国際交流施設や県内大学日本語学校等に配布をしている。

[外国人向け多言語リーフレット]



## 第二部 佐賀県労働委員会年報－令和7年版－



## 第1章 佐賀県労働委員会の概要



# 第1章 佐賀県労働委員会の概要

## 第1節 組 織

### 1 概 要

佐賀県労働委員会は、行政委員会として、労働組合法（以下「労組法」という。）、労働関係調整法（以下「労調法」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）のそれぞれ第1条に掲げる目的を達成するため、地方自治法第180条の5第2項、労組法第19条の12の規定により置かれたもので、佐賀県の執行機関である。

当労働委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）の各側5名、計15名の委員で構成されている。委員のうち労働者委員及び使用者委員は、それぞれ県内の労働組合及び使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は、労働者委員・使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命し、その任期は2年となっている。

会長と会長代理は、公益委員の中から委員の選挙によって選ばれている。

労働委員会は、労調法第10条及び第11条の規定により学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、労働争議のあっせんに当たらせている。

また、労組法第19条の12の規定により、労働委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局長以下必要な職員が配置されている。

### 2 委 員

令和7年は、第45期委員（令和6年9月14日付け任命）によって運営された。

なお、令和7年には、次のとおり委員の交替があった。

退任	織田 佳郎 委員	6月20日	新任	南里 一夫 委員	8月29日
----	----------	-------	----	----------	-------

第45期〔R6(2024).9.14～R8(2026).9.13〕佐賀県労働委員会委員名簿

区分	氏名	職名	備考
公益委員	会長 ふくだ えみ 福田 恵巳	弁護士	平 22.9.14 就任
	会長代理 はやかわ ちづこ 早川 智津子	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 2.9.14 就任
	よしだ かずほ 吉田 一穂	弁護士	令 4.9.14 就任
	のがた だいすけ 野方 大輔	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 5.4.1 就任
	おおくま ともひこ 大隈 知彦	元株式会社佐賀新聞社論説委員長	令 6.9.14 就任
労働者委員	くさば よしき 草場 義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	平 29.12.20 就任
	おがわ りゅうじ 小川 龍二	全日通労働組合九州特定支部佐賀県エリア支部 執行委員長	令 2.9.14 就任
	こんどう みちよ 近藤 三千代	UAゼンセン佐賀県支部長	令 4.9.14 就任
	ひがしじま みか 東島 美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会副事務局長	令 4.9.14 就任
	まつお かずひさ 松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	令 4.9.14 就任
使用者委員	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	平 22.9.14 就任
	にべ かずひろ 仁部 和浩	株式会社戸上電機製作所取締役上席執行役員 管理本部長	平 26.9.14 就任
	おりた よしろう 織田 佳郎	王子マテリア株式会社佐賀工場事務部上席主幹	平 29.8.25 就任 (令 7.6.20 退任)
	そえじま かずみつ 副島 和光	松尾建設株式会社常勤監査役	令 4.9.14 就任
	つるだ としひろ 鶴田 利浩	東亜工機株式会社取締役総務部長	令 4.9.14 就任
	なんり かずお 南里 一夫	松浦通運株式会社専務取締役	令 7.8.29 就任

※ 職名は、令和7年12月末日現在（但し、退任者は退任時の職名）

### 3 あっせん員候補者

当委員会では、18名のあっせん員候補者を委嘱している。その任期に定めはなく、委員の改選後の総会において、委嘱、解任の審議、決定をしている。

令和7年12月末日現在

氏名	職名	委嘱年月日
ふくだ えみ 福田 恵巳	県労委会長・弁護士	平 22.9.15
はやかわ ちづこ 早川 智津子	県労委委員・国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 2.10.7
よしだ かずほ 吉田 一穂	県労委委員・弁護士	令 4.9.16
のがた だいすけ 野方 大輔	県労委委員・国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 5.4.12
おおくま ともひこ 大隈 知彦	県労委委員・元株式会社佐賀新聞社論説委員長	令 6.9.24
くさば よしき 草場 義樹	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	平 30.1.17
おがわ りゅうじ 小川 龍二	県労委委員・全日通労働組合九州特定支部佐賀県エリア支部 執行委員長	令 2.10.7
こんどう みちよ 近藤 三千代	県労委委員・UAゼンセン佐賀県支部長	令 4.9.16
ひがしじま みか 東島 美香	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会副事務局長	令 4.9.16
まつお かずひさ 松尾 和寿	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	令 4.9.16
ふくも ゆうじ 福母 祐二	県労委委員・佐賀県経営者協会専務理事	平 17.9.7
にべ かずひろ 仁部 和浩	県労委委員・株式会社戸上電機製作所取締役上席執行役員 管理本部長	平 26.9.17
そえじま かずみつ 副島 和光	県労委委員・松尾建設株式会社常勤監査役	令 4.9.16
つるだ としひろ 鶴田 利浩	県労委委員・東亜工機株式会社取締役総務部長	令 4.9.16
なんり かずお 南里 一夫	県労委委員・松浦通運株式会社専務取締役	令 7.9.10
こばやし くみ 小林 久美	県労委事務局長	令 6.5.8
わしざき かずのり 鷺崎 和徳	県労委事務局総務調整課長	令 6.4.10
のざき ともかず 野崎 知和	佐賀県産業労働部産業人材課長	令 6.4.10

※「佐賀県労働委員会」を「県労委」と略記。

## 4 事務局

当労働委員会事務局の機構及び課の分掌事務は、「佐賀県労働委員会事務局処務規程」により定められている。

令和7年12月末日現在

区 分	氏 名	分 掌 事 務 そ の 他	入局年月日	
事務局長（併任） （人事委員会事務局長）	小 林 久 美	局の統括	令6.4.15	
総 務 調 整 課	課長	鷺 崎 和 徳	課の統括	令6.4.1
	副課長	前 田 里 美	課長の補佐 栄典・表彰、職員の能力向上	令7.4.1
	（兼）副課長 （本務は産業人材課）	徳 田 千 尋	課長の補佐	令7.4.1
	係長	岡 部 淳 子	労働争議等の調整関係事務及び 不当労働行為等の審査関係事務 の総括	令5.10.13
	主査	熊 谷 侑 一 郎	不当労働行為等の審査関係事務 財務事務	令7.10.14
	主事	江 口 友 莉 恵	総会関係事務、広報関係事務	令4.4.1
	主事	中 村 信 秀	労働争議等の調整関係事務	令7.1.1
	「併」主事 （本務は人事委員会事務局）	横 山 里 帆	人件費、予算決算、収入、支出	令5.10.13
	「併」会計年度任用職員 （本務は人事委員会事務局）	馬 場 加 代 子	収入、支出	令6.4.1

## 第2節 職務権限

労働委員会の職務権限は、労組法、労調法及び地公労法等に規定されているが、その主なものを挙げると次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査に関する事項（労組法第5条、第11条、地公労法第4条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議に関する事項（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為の審査に関する事項（労組法第27条～第27条の18、地公労法第4条）
- (4) 地方公営企業等の職員のうち、労組法第2条第1号に規定する非組合員に該当する者の範囲の認定及び告示に関する事項（地公労法第5条第2項）
- (5) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事項（労調法第2章、第3章、第4章、地公労法第4条、第14条、第15条）
- (6) 争議行為発生届の受理に関する事項（労調法第9条）
- (7) 公益事業における争議行為予告通知に関する事項（労調法第37条）
- (8) 事務を行うために必要な関係者の出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求めること及び臨検などの強制権限（労組法第22条）
- (9) 労調法第37条違反の処罰請求に関する事項（労調法第42条、同施行令第11条）
- (10) 公共職業安定所に対する同盟罷業・作業所閉鎖のおそれ大きい労働争議の発生等の通知（職業安定法第20条第2項）
- (11) 個別労働関係紛争のあっせん（地方自治法第180条の2）

上記権限のうち、(1)、(3)、(4)、(9)のいわゆる準司法的機能は、事件の性質上中立的性格を有する公益委員のみの職務権限に属するものであり、これに関する決定は公益委員会議によって行われる。

### 第3節 業 務 運 営

労働委員会の業務及び諸手続は、労組法、労調法、地公労法、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）及び個別労働関係紛争のあっせんに関する要領（以下「個別要領」という。）等の定めるところにより行われているが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 労働委員会の会務

労働委員会の会務は、会長が総理する。会長がその職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。（労組法第19条の9、第19条の12第6項）

#### (2) 労働委員会の会議

- ア 総 会 全委員によって行う会議であり、労委規則第5条第1項に規定する事項を審議するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、小委員会の会議の決定、経過等の報告及びあっせんの経過報告を受けて、労働委員会の活動状況を総合的に把握し、委員会活動の基調をなすものである。（労組法第21条、労委規則第3条～第7条）
- イ 公益委員会議 公益委員のみによって行われる会議であり、会長が必要に応じて招集し、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等労委規則第9条第1項に規定する事項を審議・決定する。（労組法第24条の2第3項本文、地公労法第16条の2、労委規則第3条第1項、第8条～第10条）
- ウ 調停委員会 会長が公・労・使各側を代表する委員又は知事が任命する特別調整委員の中から指名する調停委員（労使は同数）によって構成され、労働争議の調停に当たる。（労調法第18条～第28条、地公労法第14条、労委規則第3条第2項、第11条）
- エ 仲裁委員会 公益委員又は特別調整委員の中から関係当事者の合意（合意がない場合当事者の意見聴取）により選定された者の中から会長が指名する仲裁委員（3名）によって構成され、労働争議の仲裁に当たる。（労調法第30条～第35条、地公労法第15条、労委規則第3条第2項、第11条）
- オ 小委員会 会長は総会の議決又は承認に基づき、総会付議事項中特定事項の調査・審議を行うため委員（労使は同数）を指名して小委員会を設けることができるとされている。（労委規則第5条第5項～第7項）

カ 各種連絡会議 労委規則第86条の規定に基づいて、労働委員会相互間の連絡を密にし関係法令の解釈・運用等その事務処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公・労・使の三者による連絡協議会並びに会長・公益委員の連絡会議、労側・使側連絡会議、事務局長会議等が設けられ、それぞれ開催されている。（労委規則第86条）

(3) 労働組合の資格審査

労働組合が、労働者委員を推薦する場合、不当労働行為の申立てをする場合、法人登記をする場合等において、当該組合が労組法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて審査（資格審査）を行う。

資格審査は会長の指揮によって行われるが、公益委員のうちから一人又は数人の委員を選んで審査を担当させることもできる。（労組法第5条、第11条、労委規則第22条～第27条）

(4) 不当労働行為の審査

使用者が労組法第7条の規定に違反（不当労働行為）した旨の申立てを受けた場合に、審査（調査、審問、命令、和解）を行う。

不当労働行為の審査は会長の指揮によって行われるが、公益委員の中から一人又は数人の委員を選んで審査を担当させることもできる。

なお、審査手続細則は労委規則に定められているが、当労働委員会では「不当労働行為事件審査促進に関する申合せ（昭和45.6.3第503回総会制定、平成17.3.2第1008回総会改正、平成27.3.4第1138回総会改正）」を定めて、事件処理の促進を図っている。（労組法第27条～第27条の18、労委規則第29条～第56条）

(5) 労働争議の調整

ア 実情調査 労働争議が発生したときは、会長は必要に応じ委員、特別調整委員、職員にその実情を調査させ又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。

その労働争議が公益事業に係るものであるときは、会長は、速やかに、この調査をさせ又は依頼しなければならない。（労委規則第62条の2）

イ あっせん 労働争議が発生したときは、会長は関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者の中からあっせん員を指名してあっせんを行わせる。（労調法第10条～第16条、地公労法第4条、労委規則第64条～68条）

ウ 調 停 調停委員会は労働争議に関し、①関係当事者の双方（労働協約の定めに基づく申請又は公益事業関係事件の申請は当事者の一方でも可）から申請があったとき、②公益事業関係事件で労働委員会が職権調停を決議したとき、③公益事業関係事件又は公益に著しい障害を及ぼす事件につき厚生労働大臣又は知事から調停請求があったとき等は、関係当事者からの意見聴取、調停案の作成、提示等の調停作業を行う。（労調法第17条～第28条、労委規則第69条～第77条、地公労法第4条、第14条）

エ 仲 裁 仲裁委員会は労働争議に関し、関係当事者双方から申請があったとき、若しくは労働協約の労委付託条項に基づき関係当事者の双方又は一方から申請があったとき及び地方公営企業の場合において労働委員会が職権仲裁を決議したとき、若しくは厚生労働大臣又は知事から仲裁請求があったとき等は、関係当事者からの事情聴取、仲裁裁定を行う。  
仲裁裁定は労働協約と同一の効力を有する。（労調法第29条～第35条、労委規則第78条～第81条、地公労法第4条、第15条、第16条）

(6) 個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争の当事者の一方又は双方からあっせんの申請がなされ、会長があっせんを行うことを適当と認めたときは、あっせん員候補者の中からあっせん員を指名してあっせんを行わせる。（個別労働関係紛争のあっせんに関する要領）

(7) 事務局及び事務局職員の職務

労働委員会にその事務を整理するため事務局を置くこととされており、事務局に会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くこととされている。

事務局職員は、労働委員会の会議に関する事務を処理するほか、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等労働委員会の業務手続きにおいて、それぞれ会長の指名を受けて担当職員となり委員を補佐するとともに事務を処理し又は実情調査を行い、その他必要な調査業務等に従事する。

## 第 2 章 会 議



## 第2章 会 議

令和7年は定例総会が12回、公益委員会議が3回開催されたほか、全国労働委員会連絡協議会総会など各種連絡会議が開催されており、その概要は次のとおりである。

### 1 総 会

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1264 回	1. 15	(報告事項) ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について ・ 令和6年(個)第2号事件について (その他) ・ 労働委員会制度の活用促進に向けた取組について (委員研修) ・ 労働経済指標について
第 1265 回	2. 12	(協議事項) ・ 令和7年度定例総会開催計画及び研修計画(案)について ・ 委員特別研修のテーマについて (その他) ・ 労使紛争に関する相談件数について ・ 労働委員会制度の活用促進に向けた取組について (委員研修) ・ 使用者委員による研修
第 1266 回	3. 12	(報告事項) ・ 令和7年(個)第1号事件について ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について ・ 集団的労使関係業務における労働委員会と都道府県労働局との連携について (その他) ・ 労働委員会制度の活用促進に向けた取組について ・ 労使関係セミナーについて (委員研修) ・ 最近の調整事件について ・ 労働経済指標について
第 1267 回	4. 9	(報告事項) ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について ・ 令和7年(個)第1号事件について (その他) ・ 労使関係セミナーについて ・ 労働委員会制度の活用促進に向けた取組について (委員研修) ・ 第92回九州労働委員会連絡協議会の議題検討について

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1268 回	5. 8	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年度九州労働委員会会長会議について</li> <li>・争議行為予告通知に係る県内関係状況について</li> <li>・労使紛争に関する相談件数について</li> </ul> (委員研修) <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の審査事件について</li> <li>・労働経済指標について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会等のペーパーレス化について</li> </ul>
第 1269 回	6. 10	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年 (個) 第 2 号事件について</li> <li>・令和 7 年 (個) 第 3 号事件について</li> <li>・第 92 回九州労働委員会連絡協議会について</li> <li>・争議行為予告通知に係る県内関係状況について</li> </ul> (委員研修) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益委員による研修</li> </ul>
第 1270 回	7. 16	(協議事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん員候補者の解任について</li> </ul> (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年度全国労働委員会会長連絡会議について</li> <li>・令和 7 年 (個) 第 2 号事件について</li> <li>・令和 7 年 (個) 第 3 号事件について</li> <li>・令和 7 年 (個) 第 4 号事件について</li> <li>・労使関係セミナーについて</li> <li>・争議行為予告通知に係る県内関係状況について</li> </ul>
第 1271 回	8. 6	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年 (個) 第 4 号事件について</li> <li>・令和 7 年 (個) 第 5 号事件について</li> <li>・労使紛争に関する相談件数について</li> <li>・争議行為予告通知に係る県内関係状況について</li> <li>・労使関係セミナーにおける事例紹介について</li> <li>・令和 7 年度広報計画について</li> <li>・ペーパーレス化の取組について</li> </ul> (委員研修) <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の調査事件について</li> </ul>
第 1272 回	9. 10	(協議事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん員候補者の委嘱について</li> </ul> (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年 (個) 第 4 号事件について</li> <li>・令和 7 年 (個) 第 5 号事件について</li> <li>・令和 7 年 (個) 第 6 号事件について</li> <li>・令和 7 年 (調) 第 1 号労働争議について</li> </ul>

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1272 回	9. 10	(委員研修) <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の審査事件について</li> <li>・労働経済指標について</li> </ul>
第 1273 回	10. 8	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年（個）第 6 号事件について</li> <li>・令和 7 年（調）第 1 号労働争議について</li> <li>・令和 7 年（個）第 7 号事件について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報公開・個人情報保護検討委員会」の委員の選任について</li> </ul> (委員研修) <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者委員による研修</li> </ul>
第 1274 回	11. 5	(協議事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 93 回九州労働委員会連絡協議会の議題について</li> </ul> (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年（個）第 6 号事件について</li> <li>・令和 7 年（調）第 1 号労働争議について</li> <li>・令和 7 年（個）第 7 号事件について</li> <li>・争議行為予告通知に係る県内関係状況について</li> <li>・労使紛争に関する相談件数について</li> </ul> (委員研修) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会の議題検討について</li> </ul>
第 1275 回	12. 10	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年（個）第 6 号事件の結果について</li> <li>・令和 7 年（調）第 1 号労働争議の結果について</li> <li>・令和 7 年（調）第 2 号労働争議について</li> <li>・令和 7 年（個）第 8・9 号事件について</li> <li>・令和 7 年（個）第 10 号事件について</li> <li>・第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会について</li> <li>・九州労働委員会公益委員連絡会議について</li> <li>・争議行為予告通知に係る県内関係状況について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年度委員特別研修について</li> </ul>

## 2 公益委員会議

委員会議番号	期日	付 議 事 項 等
第 851 回	2. 19	・ 令和 7 年度公益委員出席予定の諸会議について ・ 全国労働委員会会長連絡会議の議題について ・ 九州労働委員会会長会議の議題について ・ 令和 7 年度委員研修及び事例研究会の担当委員について
第 852 回	4. 9	・ 令 7 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題募集について ・ 令和 7 年度九州労働委員会会長会議の議題検討について
第 853 回	9. 10	・ 令和 7 年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題回答について

## 3 小委員会

- 情報公開・個人情報保護検討委員会（昭和 62. 10. 1 設置）  
令和 7 年中には、協議すべき事項がなく開催されなかった。
- 労働委員会制度あり方検討委員会（平成 11. 9. 20 設置）  
令和 7 年中には、協議すべき事項がなく開催されなかった。

## 4 各種連絡会議

令和 7 年中に開催された諸会議は、次のとおりである。

### (1) 全国諸会議

- ① 全国労働委員会会長連絡会議  
期日 令和 7 年 6 月 13 日  
場所 和歌山県
- ② 令和 7 年公労使委員合同研修  
期日 令和 7 年 9 月 4 日～5 日  
場所 東京都
- ③ 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会  
期日 令和 7 年 11 月 13 日～14 日  
場所 東京都
- ④ 令和 7 年公労使委員個別紛争専門研修  
期日 令和 7 年 12 月 1 日～2 日  
場所 東京都

(2) 九州ブロック諸会議

- ① 2024年度第4回労委労協命令研究会  
期日 令和7年1月23日  
場所 WEB開催
- ② 2024年度九州ブロック労委労協第2回幹事会、命令研究会  
期日 令和7年3月4日～5日  
場所 福岡県
- ③ 2025年度第1回労委労協命令研究会  
期日 令和7年4月8日  
場所 WEB開催
- ④ 九州労働委員会会長会議  
期日 令和7年4月24日  
場所 大分県
- ⑤ 2025年度九州ブロック労委労協総会・研修会  
期日 令和7年5月14日～15日  
場所 福岡県
- ⑥ 第92回九州労働委員会連絡協議会  
期日 令和7年5月15日～16日  
場所 福岡県
- ⑦ 2025年度第2回労委労協命令研究会  
期日 令和7年7月10日  
場所 WEB開催
- ⑧ 2025年度九州ブロック労委労協第1回幹事会  
期日 令和7年9月1日～2日  
場所 福岡県
- ⑨ 第51回九州地区労働委員会使用者委員研修会  
期日 令和7年9月25日～26日  
場所 沖縄県
- ⑩ 令和7年度九州労働委員会公益委員連絡会議  
期日 令和7年10月9日  
場所 宮崎県
- ⑪ 2025年度第3回労委労協命令研究会  
期日 令和7年10月16日  
場所 WEB開催
- ⑫ 令和7年度九州・沖縄地区労使関係セミナー  
期日 令和7年10月29日  
場所 佐賀県
- ⑬ 第59回九州経営法曹大会  
期日 令和7年11月18日～19日  
場所 大分県



### 第3章 佐賀県労働委員会の活動状況



## 第3章 佐賀県労働委員会の活動状況

### 第1節 不当労働行為の審査

不当労働行為事件について、令和7年は前年からの繰越及び新規申立のいずれもなかった。

### 第2節 不当労働行為事件の再審査

佐賀県労働委員会を初審とする不当労働行為事件で、令和7年に中央労働委員会に係属したものはなかった。

### 第3節 行政訴訟事件

佐賀県労働委員会を当事者とする行政訴訟事件で、令和7年に係属したものはなかった。

### 第4節 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査について、令和7年は前年からの繰越及び新規申請のいずれもなかった。

### 第5節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条に基づく非組合員の範囲の認定・告示等

地方公営企業又は特定地方独立行政法人（以下「地方公営企業等」という。）からの認定・告示について、令和7年の申出はなかった。また、地方公営企業等からの職の新設等に係る通知もなかった。

### 第6節 労働争議の調整

#### 1 概 要

令和7年中に取り扱った調整事件は2件であった。終結状況は解決が1件、翌年への繰越しが1件であった。

## 2 調整事件一覧表

一連番号	暦年番号	事件名	調整事項	事業種別	公益非の別	申請者区分	申請年月日	調整区分	終結区分	終結年月日	あっせん員(公)(労)(使)
509	R7 1 号	令和7年(調)第1号事件	①専門家を入れた検証委員会での再審査の実施と結果の公表 ②ハラスメント対応マニュアルで示される措置を行うこと ③パワハラを許さない方針の明確化と職員への文書配布 ④全職員向けパワハラ研修の早急な実施と定期的・継続的な研修の実施 ⑤パワハラアンケートの実施と把握した疑い案件への対処 ⑥国の運営指針に基づく運営のためのリーダー研修実施 ⑦組合と指導員2名に対し謝罪を行うこと	医療、福祉	非	労	R7 ・ 9 ・ 2	あっせん	解決	R7 ・ 11 ・ 10	吉田 小川 福母

510	R7 2 号	令和7年 (調)第2 号事件	<p>①-1 ハラスメントアンケートの取り扱いの見直し再調査</p> <p>①-2 ハラスメント委員会の構成メンバーに労働組合執行委員長、一般職員(男女1名以上)の配置</p> <p>②執行委員長への看護業務制限即時中止及び病院職員への経緯説明、第三者委員会の設置</p> <p>③労働者代表選出を民主的方法で行う。病院職員への労働者代表の不正選出経緯の説明</p> <p>④始業前残業、休憩時間未取得の是正</p>	医療、 福祉	公	労	R7 ・ 11 ・ 11	あ っ せ ん	翌 年 に 繰 越	—	早川 松尾 仁部
-----	--------------	----------------------	--	-----------	---	---	--------------------------	------------------	-----------------------	---	----------------

### 3 争議行為予告通知に係る県内関係状況調査一覧表

番号	争議行為予告通知者名	調査月日	調査事項	備考
1	全日本運輸産業労働組合連合会	1月6日	年末一時金闘争等	中央労働委員会への争議行為予告通知
2	全日本建設交運一般労働組合	3月6日 4月2日 4月30日	2025年春闘（賃金の引上げ等）及び夏季一時金闘争	〃
3	全日本運輸産業労働組合連合会	3月6日 4月2日 4月30日 6月2日 7月3日 7月28日	賃金引上げ等	〃
4	全日本運輸産業労働組合連合会	6月2日	一時金の要求貫徹等	〃
5	全日本運輸産業労働組合連合会	10月30日 12月3日	年末一時金、雇用対策等	〃
6	全日本建設交運一般労働組合	10月30日 12月3日	冬季一時金	〃

## 第7節 個別労働関係紛争のあっせん

### 1 概 要

令和7年中に取り扱った個別労働関係紛争のあっせんは11件であった。終結状況は、解決が3件、打切りが5件、取下げが1件、翌年への繰越しが2件であった。

### 2 あっせん一覧表

一連番号	暦年番号	業 種	あっせん事項	申請者区分	申請年月日	終結区分	終結年月日	あっせん員 (公) (労) (使)
124	R7 1号	電気・ガス・熱供給・水道業	上司のハラスメントによる言動、行動の撤回、療養期間中の休業補償給付	労	R7 ・ 2 ・ 19	解決	R7 ・ 3 ・ 14	大隈 草場 鶴田
125	R7 2号	生活関連サービス業、娯楽業	①パワハラ言動があったため、精神的苦痛による謝罪と慰謝料1ヶ月分 ②離職理由の変更	労	R7 ・ 5 ・ 8	解決	R7 ・ 6 ・ 18	早川 小川 福母
126	R7 3号	医療、福祉	①法人都合退職としての離職票を速やかに発行すること ②未払い残業代を全額支払うこと ③解雇予告手当(相当)(30日分)の全額を支払うこと ④競業禁止義務を申請人に適用しないことを確認すること ⑤前職に関する悪評や確認等の第三者への情報発信を行わないこと ⑥解決金(慰謝料)として50万円を支払うこと	労	R7 ・ 6 ・ 6	取下げ	R7 ・ 7 ・ 3	福田 東島 鶴田

一連番号	暦年番号	業種	あっせん事項	申請者区分	申請年月日	終結区分	終結年月日	あっせん員 (公) (労) (使)
127	R7 4号	運輸業、郵便業	今勤務している所の給料の差額分3年間分500万円	労	R7 ・ 7 ・ 2	解決	R7 ・ 8 ・ 12	吉田 松尾 仁部
128	R7 5号	卸売業、小売業	①復職、賞与の支払い ②会社都合退職及び退職金の支払い（復職が叶わない場合）	労	R7 ・ 7 ・ 22	打切り	R7 ・ 8 ・ 26	野方 近藤 副島
129	R7 6号	卸売業、小売業	未払い退職金の請求	労	R7 ・ 8 ・ 26	打切り	R7 ・ 11 ・ 11	大隈 草場 鶴田
130	R7 7号	製造業	雇用規定に基づいた計算方法での退職金支給	労	R7 ・ 9 ・ 18	打切り	R7 ・ 10 ・ 15	福田 東島 南里
131	R7 8号	建設業	①残業代（未払賃金）の支払 ②不当な部署異動及び役職解任に伴う損害賠償金 ③退職金の根拠の説明 ④特別慰労金	労	R7 ・ 11 ・ 19	打切り	R7 ・ 12 ・ 23	野方 近藤 南里
132	R7 9号	建設業	残業代（未払賃金）の支払	労	R7 ・ 11 ・ 19	打切り	R7 ・ 12 ・ 23	野方 近藤 南里

一連番号	暦年番号	業種	あっせん事項	申請者区分	申請年月日	終結区分	終結年月日	あっせん員 (公) (労) (使)
133	R7 10号	金融業、保険業	①会社都合退職 ②未払残業代を不当な扱いを受けた精神的苦痛に対する相応の補償	労	R7 ・ 11 ・ 28	翌年に繰越	—	大隈 草場 鶴田
134	R7 11号	建設業	①12/10付解雇の意思表示の撤回 ②1/31付での会社都合での合意退職の旨の相互確認 ③12/11(解雇日の翌日)から1/31までの賃金支払い ④解決金60万円(給料の3か月分)の支払い (③,④は2/2までの支払とする) ⑤1/31までの社会保険継続の取扱と、それを前提とする速やかな離職票交付等の離職手続	労	R7 ・ 12 ・ 11	翌年に繰越	—	吉田 小川 副島

## 第8節 労使紛争に関する相談

### 1 概要

令和7年中に取り扱った労使紛争に関する相談は188件で、その内容は、不当労働行為に係るものが1件、労働争議に係るものが10件、個別労働関係紛争に係るものが172件であった。

このうち申請に至ったものは、労働争議の調整2件、個別労働関係紛争のあっせん11件であった。

### 2 内訳

不当労働行為	労働争議	個別労働関係紛争	計
1	10	177	188

## 第9節 広報活動

### 1 概 要

労働委員会の制度を県民に広く知ってもらうために、平成21年度から全国的に取り組んでいる10月の個別労働関係紛争処理制度周知月間に合わせ、重点的な広報活動を行った。

### 2 広報一覧表

取 組	内 容
県施設、関係機関等へのリーフレット設置	○周年 ・県民ホール、アバンセ（佐賀県立男女参画センター・佐賀県立生涯学習センター）、県立図書館、市町等関係機関に定期的な設置状況の確認及びリーフレットの適宜追加
医療機関（精神科・心療内科）へのリーフレット設置	○周年 ・広報リーフレットを設置している県内の精神科・心療内科に定期的な設置状況の確認及びリーフレットの適宜追加
県内高等学校、専門学校、大学生等の生徒へのリーフレット配布	○1月～2月 ・県内高等学校・専門学校卒業生を対象とした広報、リーフレットの配布 ・県内大学・短期大学への広報、リーフレットの配布
パネル展の実施	○9月25日（木）～10月28日（火） ・県立図書館において労働委員会制度や労使関係セミナー、重点受付週間等の周知パネル、広報ポスター及び広報リーフレット等を設置 ○10月14日（火）～10月16日（木） ・アバンセにおいて労働委員会制度や労使関係セミナー、重点受付週間等の周知パネル、広報ポスター及び広報リーフレット等を設置
記者発表（プレスリリース）	○9月30日（火） ・「労使間のトラブル無料相談重点受付週間」及び「労使関係セミナー」の設定についてプレスリリースを実施
マスコミ訪問	○9月30日（火） ・事務局長が県内マスコミ（県内の新聞社とテレビ・ラジオ局：5社）を訪問し、労働委員会や労使関係セミナー、重点受付週間等の周知を依頼

取 組	内 容
関係団体訪問	<p>○10月1日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長が関係団体（4団体）を訪問し、労働委員会や労使関係セミナー、重点受付週間等の周知を依頼</li> </ul> <p>○10月2日（木）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長が弁護士会等（3団体）を訪問し、労働委員会や労使関係セミナー、重点受付週間等の周知を依頼</li> </ul>
県民ホール大型スクリーンで動画放映	<p>○10月1日（水）～11月5日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民ホール大型スクリーンで広報動画を放映</li> </ul>
ウェブサイトへの広告掲載	<p>○10月1日（火）～12月12日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検索サイト（Yahoo!、Google）にリスティング広告を掲載</li> </ul>
ポスティングチラシへの広告掲載	<p>○10月10日（金）～10月14日（火）、 10月13日（月）～10月19日（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀市内で配布されている「ポストぴ〜」に広告を掲載</li> </ul>
新聞折込求人誌への広告掲載	<p>○10月11日（土）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で配布されている「ぴーふる」に広告を掲載</li> </ul>
県・市町広報誌、HP等への掲載	<p>○10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町広報誌及びHPに重点受付週間の記事を掲載</li> </ul> <p>○10月1日（水）、10月20日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県広報広聴課アカウントのSNS（Facebook、X(旧Twitter))に労使関係セミナーや重点受付週間の記事を掲載</li> </ul>
テレビ・ラジオによる広報	<p>○10月21日（火）17時40分～（約5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FM佐賀にて労働委員会や労使関係セミナー、重点受付週間等について紹介（会長出演）</li> </ul> <p>○10月23日（木）17時15分～（約1分半）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サガテレビの地元情報番組内で労働委員会や労使関係セミナー、重点受付週間等について紹介（公益委員2名出演）</li> </ul> <p>○10月27日（月）～11月4日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FM佐賀にて1日1～3回20秒スポットCMを放送</li> </ul>
労使関係セミナー	<p>○ 10月29日（水）13時30分～16時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルマリターレ創世佐賀にて、基調講演及び事例紹介を内容とするセミナーを開催し、労働委員会制度をPRした。</li> <li>・基調講演「注目！労働法制の最新動向～解雇、雇止、退職の事例から～」 講師：中内 哲氏（中央労働委員会地方調整委員、熊本大学大学院教授）</li> <li>・事例紹介「佐賀県労働委員会の取組・解決事例の紹介」 発表者：会長代理 早川 智津子氏（佐賀大学経済学部教授）</li> <li>・参加者：103人</li> </ul>

取 組	内 容
労働相談コーナー	○ 10月29日(水) ・ 労使関係セミナーの会場で、佐賀労働局と佐賀県労働委員会共同で労働相談会を開催し、県内における労使間のトラブルの未然防止や解決に資する。
「労使間のトラブル相談重点受付週間」の設定	○10月30日(木)～11月5日(水) ・ 「労使間のトラブル相談重点受付週間」を設定し、労働相談の対応時間を拡大 平日：午前8時30分～午後8時 土日：午前9時～午後5時



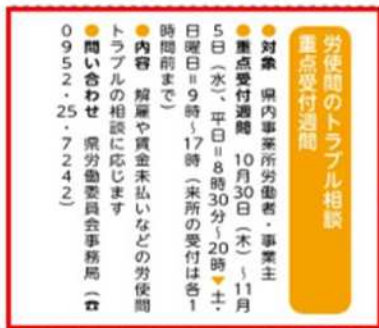
パネル展示（図書館、アパレル）



エフエム佐賀（福田会長）



労使関係セミナー（福田会長挨拶）



市町広報紙掲載の例（鳥栖市）



かうちからLIVE（福田会長、大隈委員）



労使関係セミナー（早川会長代理発表）

## 第10節 表彰

令和7年には、多くの委員が叙勲等の表彰を受賞した。

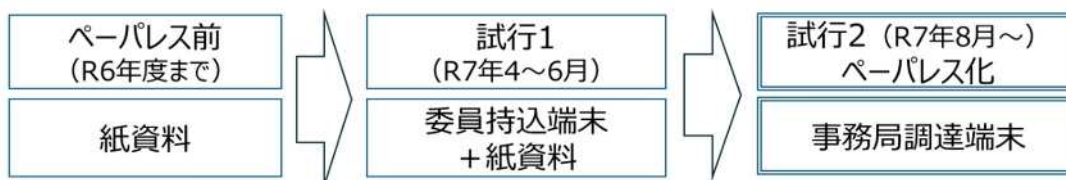
- |                     |        |                 |
|---------------------|--------|-----------------|
| ・ 令和7年春の叙勲（旭日双光章）   | 前会長代理  | 富吉 賢太郎          |
| ・ 令和7年秋の褒章（藍綬褒章）    | 会長     | 福田 恵巳           |
| ・ 令和7年度県政功労者知事表彰    | 前会長代理  | 富吉 賢太郎          |
| ・ 労政行政関係功労者厚生労働大臣表彰 | 使用者委員  | 仁部 和浩           |
| ・ 労政行政関係功労者厚生労働大臣表彰 | 会長代理   | 早川 智津子（佐賀労働局関係） |
| ・ 厚生労働大臣感謝状         | 前使用者委員 | 織田 佳郎           |

併せて、あっせんや労働相談に丁寧に対応した事務局職員への委員表彰を行った。

## 第11節 その他

総会のペーパーレス化やオンライン会議システムの活用など、デジタル化にも積極的に取り組んだ。

### ◇ 総会等のペーパーレス化を段階的に実施



### ◇ オンライン会議システムの活用

- ・会長との打合せ
- ・あっせん実情調査 (R7個6号) …申請者が他県在住のため
- ・あっせん (R7調1号) …あっせん員のうち1名がオンラインにより対応





## 資 料

- 審査事件取扱状況
- 調整事件取扱状況
- 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況
- 労使紛争に関する相談件数
- 佐賀県の労働組合組織状況
- 歴代会長名簿
- 歴代委員名簿
- 歴代事務局長名簿



## ○ 審査事件取扱状況

### (1) 不当労働行為審査事件

(佐賀県労働委員会に不当労働行為事件として申し立てられた審査事件)

#### (ア) 申立件数

年 区分	H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
前年より繰越し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本年終結	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次年へ繰越し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (イ) 条項別申立件数

年 号別 (労組法7条)	H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
1号										
2号										
3号										
1・2号										
1・3号										
2・3号										
1・2・3号										
1・3・4号										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(ウ) 業種別申立件数

業 業 別	年										
	H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7	
全 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 、 林 業											
漁 業											
鉱業、採石業、砂利採取業											
建 設 業											
製 造 業											
電気・ガス・熱供給・水道業											
情 報 通 信 業											
運 輸 業 、 郵 便 業											
卸 売 業 、 小 売 業											
金 融 業 、 保 険 業											
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業											
学術研究、専門・技術サービス業											
宿泊業、飲食サービス業											
生活関連サービス業、娯楽業											
教 育 、 学 習 支 援 業											
医 療 、 福 祉											
複 合 サ ー ビ ス 事 業											
サ ー ビ ス 業											
公 務											
分 類 不 能 の 産 業											

## (エ) 申立人別申立件数

区分		年									
		H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
前年より 繰越し	組合										
	個人										
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規受付	組合										
	個人										
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本年終結	組合										
	個人										
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年へ 繰越し	組合										
	個人										
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (オ) 従業員規模別申立件数

従業員規模		年									
		H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
49名以下											
50名～99名											
100名～199名											
200名～299名											
300名～499名											
500名～999名											
1,000名以上											
申立件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(カ) 終結状況

年 区分		H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
		終 結 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和 解 ・ 取 下 げ											
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済										
	一 部 救 済										
	棄 却										
	却 下										
	小 計										

(キ) 審問回数別終結件数

年		H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
審問回数	な し										
	1 回										
	2 回										
	3 回										
	4 回										
	5 回										
	6 回										
	7 回										
	8 回										
	9 回										
	10 回										
	11～15 回										
	16～20 回										
	21～30 回										
	31 回以上										
	終 結 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(ク) 年次別処理日数

年	区分	命 令 ・ 決 定			和 解 ・ 取 下 げ			総 平 均 所 要 日 数
		件数	総所要日数	平均所要日数	件数	総所要日数	平均所要日数	
平成 28								
29								
30								
平成 31・令和元								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

(ケ) 階層別処理日数

区分	日数	1	51	101	151	201	251	301	351	401	501	1000 以上	総件 数
		50	100	150	200	250	300	350	400	500	999		
命令・決定		2	3	5	4	2	2	2	2	1	2	20	45
和解・取下げ		97	33	17	5	5	2	1	4	2	2	168	336

(昭和 24 年～令和 7 年)

## (2) 労働組合の資格審査

### (ア) 資格審査処理件数

区分		年									
		H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
新規受付		2	1	2	1	2	0	1	0	1	0
取扱件数		2	1	2	1	2	0	1	0	1	0
終 結	取下げ・打切										
	適合	2	1	2	1	2		1		1	
	不適合										
翌年へ繰越し											
補正勧告											

### (イ) 事由別資格審査申請状況

事由別		年									
		H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
新規 受付	委員推薦	2	1	2	1	2		1		1	
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	2	1	2	1	2	0	1	0	1	0
取扱 件数	委員推薦	2	1	2	1	2		1		1	
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	2	1	2	1	2	0	1	0	1	0

(ウ) 資格審査終結内訳

事由別		年									
		H28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6	7
取 下 ・ 打 切	委員推薦										
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適 合	委員推薦	2	1	2	1	2		1		1	
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	2	1	2	1	2	0	1	0	1	0
不 適 合	委員推薦										
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	委員推薦	2	1	2	1	2		1		1	
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	2	1	2	1	2	0	1	0	1	0

## ○ 調整事件取扱状況

### (1) あっせん・調停・仲裁別申請件数

年		区分			
		あっせん	調停	仲裁	計
平成	28	3			3
	29	1			1
	30	3			3
平成31・令和元					0
令和	2	1			1
	3				0
	4				0
	5	1			1
	6				0
	7	2			2

### (2) 調整事件申請者別件数

年		区分				
		労働者	使用者	双方	職権	計
平成	28	3				3
	29	1				1
	30	3				3
平成31・令和元						0
令和	2	1				1
	3					0
	4					0
	5	1				1
	6	0				0
	7	2				2

### (3) 調整事件要求項目別件数

年	要求項目	賃金 増額	一時金	解雇	賃金 未払	労働 協約	団交 促進	事業休 廃止事 業縮小	配置 転換	その他	計
	平成 28							2			2
29										1	1
30							2			2	4
平成31・令和元											0
令和 2					1				1	2	4
3											0
4											0
5									1		1
6											0
7										5	5

(注) 要求項目は複数あるため申請件数には必ずしも一致しない。

### (4) 調整事件所要日数

年	区分	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～60日	61日以上	計
	平成 28					1	2
29				1			1
30						3	3
平成31・令和元							0
令和 2					1		1
3							0
4							0
5						1	1
6							0
7						1	1

(5) 調整事件終結状況

年	区分 前年から 繰越し	終 結 状 況					計	翌年へ 繰越し
		解 決	打切り	取下げ	不開始			
平成 28		2	1			3		
29			1			1		
30		2	1			3		
平成31・令和元						0		
令和 2		1				1		
3						0		
4						0		
5		1				1		
6						0		
7		1				1	1	

(6) 調整事件業種別件数

産 業 別	年										
	H28	29	30	H31・ R元	R2	3	4	5	6	7	
全 産 業	3	1	3	0	1	0	0	1	0	2	
農 業 、 林 業											
漁 業											
鉱業、採石業、砂利採取業											
建 設 業											
製 造 業											
電気・ガス・熱供給・水道業											
情 報 通 信 業											
運 輸 業 、 郵 便 業								1			
卸 売 業 、 小 売 業											
金 融 業 、 保 険 業											
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業											
学術研究、専門・技術サービス業			1								
宿泊業、飲食サービス業											
生活関連サービス業、娯楽業					1						
教 育 、 学 習 支 援 業		1									
医 療 、 福 祉	2		1							2	
複 合 サ ー ビ ス 事 業											
サ ー ビ ス 業	1		1								
公 務											
分 類 不 能 の 産 業											

○ 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況

(1) あっせん申請件数

年	区分	あっせん
令和	3	6
	4	3
	5	7
	6	2
	7	11

(2) あっせん申請者別件数

年	区分	労働者	事業主	計
令和	3	6		6
	4	3		3
	5	7		7
	6	2		2
	7	11		11

(3) あっせん要求項目別件数

年	要求項目	賃金増額	一時金	解雇・雇止め	退職・退職一時金	賃金未払	配置転換	その他	計
令和	3			3				5	8
	4			2				3	5
	5		1	1	1	1	1	7	12
	6			1				3	4
	7		1	1	10	5		6	23

(注) 要求項目は複数あるため申請件数には一致しない。

(4) あっせん所要日数

年	区分	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～60日	61日以上	計
令和	3	1			4	1	6
	4			1	1	1	3
	5				1	3	4
	6			1	3	1	5
	7			3	5	1	9

(注) あっせん所要日数では、年を繰越したものは、終結した年に計上している。

## (5) あっせん終結状況

年	区分	前年から 繰越し	終 結 状 況				計	翌年へ 繰越し
			解 決	打切り	取下げ	不開始		
令和 3		0	3	2		1	6	
4		0	2	1			3	
5		0	4				4	3
6		3	2	2	1		5	
7		0	3	5	1		9	2

## (6) あっせん業種別件数

産業別	年	R3	4	5	6	7
		全 産 業	6	3	7	2
農 業 、 林 業	1		1			
漁 業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建 設 業					3	
製 造 業	1	1			1	
電気・ガス・熱供給・水道業					1	
情 報 通 信 業						
運 輸 業 、 郵 便 業	1				1	
卸 売 業 、 小 売 業		1	4		2	
金 融 業 、 保 険 業					1	
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業			1			
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業					1	
教 育 、 学 習 支 援 業	1		1			
医 療 、 福 祉	2		1	1	1	
複 合 サ ー ビ ス 事 業						
サ ー ビ ス 業				1	1	
公 務						
分 類 不 能 の 産 業						

## ○ 労使紛争に関する相談件数

年	区分	不当労働行為	労働争議の調整	個別労使紛争	計
28		1	7	62	70
29		0	6	45	51
30		6	9	85	100
平成31・令和元		0	2	80	82
令和 2		1	3	112	116
3		0	2	106	108
4		1	5	88	94
5		0	3	76	79
6		0	3	103	106
7		1	10	177	188

令和2年より対応案件を精査し補正しています。

## ○ 佐賀県の労働組合組織状況

(出典：令和7年労働組合基礎調査（令和7年6月30日現在）)

### (1) 産業別労働組合数及び労働組合員数

産 業 別	労働組合数	労働組合員数（人）	労働組合員数	
			構成比（%）	対前年増減（人）
全産業 計	341	56,365	100.0	△347
農業，林業	1	19	0.0	0
建設業	23	4,901	8.7	△178
製造業	91	15,398	27.3	△72
電気・ガス・熱供給・水道業	14	1,233	2.2	106
情報通信業	8	530	0.9	△2
運輸業，郵便業	40	2,616	4.6	△221
卸売業，小売業	27	12,448	22.1	537
金融業，保険業	19	3,035	5.4	13
学術研究，専門・技術サービス業	7	183	0.3	7
宿泊業，飲食サービス業	2	43	0.1	4
生活関連サービス業，娯楽業	4	85	0.2	△4
教育，学習支援業	21	1,233	2.2	△197
医療，福祉	22	2,788	4.9	△20
複合サービス事業	9	3,467	6.2	△87
サービス業（他に分類されないもの）	12	253	0.4	△36
公務（他に分類されるものを除く）	40	8,132	14.4	△197
分類不能の産業	1	1	0.0	0

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも100%にならない。以下同じ。

### (2) 適用法規別労働組合数及び労働組合員数

適用法規名	労働組合数	労働組合員数		
		（人）	構成比（%）	対前年増減（人）
計	341	56,365	100.0	△347
労組法	281	46,918	83.2	2
行労法	0	0	0.0	0
地公労法	11	373	0.7	△6
国公法	16	473	0.8	△87
地公法	33	8,601	15.3	△256

(注)

労組法・・・「労働組合法」、行労法・・・「行政執行法人の労働関係に関する法律」

地公労法・・・「地方公営企業等の労働関係に関する法律」、国公法・・・「国家公務員法」

地公法・・・「地方公務員法」

### (3) 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

区 分	労働組合数	労働組合員数		
		(人)	構成比 (%)	対前年増減 (人)
計	341	56,365	100.0	△347
連 合 佐 賀	187	39,514	70.1	△448
県 労 連	26	2,549	4.5	△118
そ の 他	64	5,680	10.1	193
無 加 盟	64	8,622	15.3	26

(注)

連合佐賀・・・「日本労働組合総連合会佐賀県連合会」

県労連・・・「佐賀県労働組合総連合」

### (4) 新設・転入、解散・転出理由別労働組合数及び労働組合員数

新設・解散理由		労働組合数	労働組合員数 (人)
新設・転入	《新設》合計	4	921
	事業所の新設・拡張	0	0
	組織の変更・分裂・統合	2	893
	その他	2	28
	《県外からの転入》	0	0
解散・転出	《解散》合計	9	1,089
	事業所の休廃止	0	0
	組織の分裂・統合	7	1,069
	その他	2	20
	《県外への転出》	0	0

### (5) 労働組合組織状況の推移

年	労働組合数	労働組合員数 (人)	推定組織率 (%)
昭和 63	600	71,395	25.7
平成 5	593	72,896	24.1
10	584	70,765	22.6
15	515	59,258	18.9
20	445	53,601	17.3
25	416	52,114	16.7
30	385	51,428	15.7
令和 5	349	58,223	17.0
6	344	56,712	16.2
7	341	56,365	15.5

## ○ 歴代会長名簿

期	在任年月日	会 長
暫定	昭和 21. 2. 18 ~ 21. 7. 24	糸 川 勇次郎
1	21. 7. 25 ~ 22. 5. 12	糸 川 勇次郎
2	22. 5. 13 ~ 23. 4. 25	糸 川 勇次郎
3	23. 4. 26 ~ 24. 4. 27	糸 川 勇次郎
4	24. 4. 28 ~ 25. 4. 30	糸 川 勇次郎
5	25. 5. 1 ~ 26. 5. 31	糸 川 勇次郎
6	26. 6. 1 ~ 27. 5. 31	岩 松 玄 十
7	27. 6. 1 ~ 28. 5. 31	堀 部 靖 雄
8	28. 6. 1 ~ 29. 6. 30	堀 部 靖 雄
9	29. 7. 1 ~ 30. 7. 17	永 田 長 圓
10	30. 7. 18 ~ 31. 7. 17	堀 部 靖 雄
11	31. 7. 18 ~ 32. 7. 31	内 山 良 男
12	32. 8. 1 ~ 33. 8. 10	内 山 良 男
13	33. 8. 11 ~ 34. 8. 25	高 津 英 雄
14	34. 8. 26 ~ 35. 8. 31	川 崎 延 寿
15	35. 9. 1 ~ 36. 8. 31	川 崎 延 寿
16	36. 9. 1 ~ 37. 8. 31	川 崎 延 寿
17	37. 9. 1 ~ 38. 12. 31	川 崎 延 寿
18	39. 1. 1 ~ 40. 7. 31	永 田 長 圓
19	40. 8. 1 ~ 43. 9. 18	田 中 誠 一
20	43. 9. 19 ~ 46. 7. 18	田 中 誠 一
21	46. 7. 19 ~ 53. 5. 31	平 野 義 隆
22	53. 6. 1 ~ 55. 7. 27	堤 敏 介
23	55. 7. 28 ~ 57. 8. 3	堤 敏 介
24	57. 8. 4 ~ 59. 8. 3	堤 敏 介
25	59. 8. 4 ~ 61. 9. 11	堤 敏 介
26	61. 9. 12 ~ 63. 9. 11	堤 敏 介
27	63. 9. 12 ~平成 2. 9. 11	堤 敏 介
28	平成 2. 9. 12 ~ 4. 9. 13	堤 敏 介
29	4. 9. 14 ~ 6. 9. 13	堤 敏 介
30	6. 9. 14 ~ 8. 9. 13	堤 敏 介
31	8. 9. 14 ~ 10. 9. 13	堤 敏 介
32	10. 9. 14 ~ 12. 9. 13	安 藤 高 行

期	在任年月日	会長
33	平成 12. 9. 14 ~ 14. 9. 13	安藤 高行
34	14. 9. 19 ~ 16. 9. 13	安藤 高行
35	16. 9. 14 ~ 18. 9. 13	安藤 高行
36	18. 9. 14 ~ 20. 9. 13	安藤 高行
37	20. 9. 14 ~ 22. 9. 13	安藤 高行
38	22. 9. 14 ~ 24. 9. 13	前田 和馬
39	24. 9. 14 ~ 26. 9. 13	前田 和馬
40	26. 9. 14 ~ 28. 9. 13	前田 和馬
41	28. 9. 14 ~ 30. 9. 13	前田 和馬
42	30. 9. 14 ~ 令和 2. 9. 13	前田 和馬
43	令和 2. 9. 14 ~ 4. 9. 13	前田 和馬
44	4. 9. 14 ~ 6. 9. 13	福田 恵巳
45	6. 9. 14 ~	福田 恵巳

## 歴代委員名簿

暫定委員（昭和21年2月18日～21年7月24日）

◎印 会長  
○印 会長代理

	氏名	職歴（委嘱時）	備考
第三者委員	◎糸 川 勇次郎	佐賀高等学校講師	
	○甲 斐 熊 彦	弁 護 士	
	原 藤三郎	佐賀県議会議長	
	橋 爪 勇	佐賀市長	
	真 島 武 彦	佐賀新聞社社長	
労働者委員	山 下 米 作	工栄社従業員組合組合長	
	秋 田 孝三郎	佐賀板紙従業員組合委員長	
	木 村 宇太郎	佐賀県礦山労働組合連合会顧問	
	泊 又 一	杵島炭礦礦員労働組合組合長	
	田 浦 政 雄	新屋敷炭礦労働組合書記長	
使用者委員	永 井 英 修	杵島炭礦(株)常務取締役	
	山 崎 進	山口礦業所理事	
	高 島 貞 治	佐賀板紙(株)社長	
	岩 村 官 雄	(株)唐津港運専務	
	中 村 俊 蔵	佐賀県商工経済会常務理事	

第1期（昭和21年7月25日～22年5月12日）

	氏名	職歴（委嘱時）	備考
第三者委員	◎糸 川 勇次郎	佐賀高等学校講師	
	○甲 斐 熊 彦	弁 護 士	
	坂 井 善太夫	県議会議員	
	桜 井 義 暢	無 職	
	出 雲 勇 助	農 業	

労働者委員	泊 又 一 井 上 敷 男 田 浦 政 雄 川 野 義 男 宮 崎 増 海 石 川 石 吉 野 田 徳 一	杵島炭礦労働組合組合長 北方礦業所労働組合組合長 新屋敷炭礦労働組合委員 佐賀県労働協議会書記長 小岩炭礦労働組合長 大和紡績佐賀工場従業員組合長 佐賀土建労働組合常任顧問	S22. 2. 11 解任 S22. 2. 12 委嘱 S22. 2. 11 解任 S22. 2. 12 委嘱
使用者委員	永 井 英 修 緒 方 為五郎 高 島 貞 治 戸 上 信 文 松 尾 勝 巳	杵島炭礦(株)常務取締役 川南工業(株)向山炭礦礦長 佐賀板紙(株)社長 (株)戸上電機製作所社長 合資会社松尾組社長	

第2期（昭和22年5月13日～23年4月25日）

	氏 名	職 歴（委嘱時）	備 考
第三者委員	◎糸 川 勇次郎 ○甲 斐 熊 彦 桜 井 義 暢 横 尾 千 三 森 一 郎	佐賀高等学校講師 弁 護 士 無 職 商 業 佐賀県厚生課専門委員	S23. 3. 15 解任
労働者委員	井 上 敷 男 氏 家 新十郎 藤 井 萬四郎 大 島 琢 磨 石 川 石 吉 和 田 浩 平 松 栄 二 江 口 子午三	北方礦業所労働組合組合長 佐炭労佐賀県支部幹事 杵島礦業所労働組合組合長 大和紡績佐賀工場労働組合長 佐賀県教職員組合副委員長 唐津鉄工所労働組合組合長 国有鉄道労働組合鳥栖支部電機労働組合長	S23. 1. 30 解任 S23. 1. 31 委嘱 S23. 1. 30 解任 S23. 1. 31 委嘱 S23. 1. 30 解任 S23. 1. 31 委嘱
使用者委員	永 井 英 修 森 永 勝 一 戸 上 信 文 岩 尾 新 一 手 塚 文 蔵	杵島炭礦(株)専務取締役 佐賀県中小石炭鉱業会長 (株)戸上電機製作所社長 岩尾磁器工業(株)専務取締役 佐賀興業銀行常務取締役	

第3期（昭和23年4月26日～24年4月27日）

	氏名	職歴（委嘱時）	備考
第三者委員	◎糸川 勇次郎 ○坂井 隆治 森 一郎 本村 端応 牟田 信一	佐賀高等学校講師 佐賀県商工専門委員 佐賀県厚生専門委員 佐賀県議会議員 佐賀県陸上運送商業協同組合理事長	
労働者委員	家永 忠雄 楠田 福義 藤原 覚自 木村 健次 塚本 善治 和田 浩	杵島礦業所職員組合副組合長 大日鉱業立川礦業所労働組合組合長 唐津炭礦労働組合 香蘭社労働組合組合長 日本電気産業労働組合佐賀支部唐津分会委員 佐賀県教職員組合副委員長	S23.10.12 解任 S23.10.13 委嘱
使用者委員	横尾 千三 甲斐 清一 大桑 覚 緒方 為五郎 中山 進	佐賀メリヤス(株)専務取締役 日清製粉(株)鳥栖工場長 (株)戸上電機製作所専務取締役 川南工業(株)浦之崎造船所次長 明治鉱業(株)西杵礦業所労働課長	

第4期（昭和24年4月28日～25年4月30日）

	氏名	職歴（委嘱時）	備考
九まで 第三者委員 （二四・六） 公益委員	◎糸川 勇次郎 ○坂井 隆治 甲斐 熊彦 杉元 重明 堀部 靖雄	佐賀高等学校講師 佐賀県商工専門委員 弁護士 佐賀新聞社社長 佐賀大学教授	
労働者委員	藤井 萬四郎 永倉 三郎 木村 健次 緒方 辰美 力安 惣市	杵島炭礦労働組合組合長 日本電気産業労働組合佐賀支部執行委員長 香蘭社労働組合組合長 日清製粉労働組合執行委員長 川南工業浦之崎造船所労働組合組合長	

使用者委員	大 桑 覚	(株)戸上電機製作所常務取締役	S24. 10. 30 解任 S24. 10. 31 委嘱
	石動丸 源 六	弁 護 士	
	緒 方 為五郎	川南工業(株)常務取締役	
	新ヶ江 浩	大和紡績(株)佐賀工場次長	
	青 木 類 次	青木碍子(株)取締役	
	緒 方 浩四郎	佐賀県製薬(株)社長	

第5期（昭和25年5月1日～26年5月31日）

	氏 名	職 歴（任命時）	備 考
公益委員	◎糸 川 勇次郎	佐賀高等学校講師	
	○堀 部 靖 雄	佐賀大学教授	
	向 虎 治	佐賀県議会議員	
	岩 松 玄 十	弁 護 士	
	川 原 誠	佐賀県議会議員	
労働者委員	藤 井 萬四郎	日本炭礦労働組合九州地方本部佐賀地区協議会長	
	馬 場 敏 行	新屋敷炭礦職員労働組合組合長	
	砥 川 泰 彦	日本電気産業労働組合佐賀県支部佐賀分会長	
	百 田 源 治	香蘭社労働組合組合長	
	築 地 喜久次	全日通労働組合佐賀県支部執行委員長	
使用者委員	野 中 保 久	杵島炭礦(株)労務部付	
	緒 方 為五郎	川南工業(株)向山炭礦礦長	
	横 尾 千 三	佐賀メリヤス(株)専務取締役	
	緒 方 浩四郎	大化製薬(株)社長	
	熊 本 弘 視	(株)戸上電機製作所総務部次長	

第6期（昭和26年6月1日～27年5月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎岩松玄十 ○堀部靖雄 糸川勇次郎 八木信雄 百武末義	弁護士 佐賀大学教授 佐賀大学講師 佐賀市PTA連合会会長 佐賀県議会副議長	
労働者委員	砥川泰彦 塚辺熊治 築地喜久次 平井巽 百田源治	日本電気産業労働組合佐賀県支部副委員長 立山炭礦労働組合組合長 全日通労働組合佐賀県支部副執行委員長 西杵炭礦労働組合組合長 香蘭社労働組合組合長	
使用者委員	野中保久 横尾千三 横田秀次 永竹浩洋 熊本弘視	杵島炭鉱(株)労務副長 佐賀メリヤス(株)専務取締役 九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長 佐賀県経営者協会専務理事 (株)戸上電機製作所総務部長	

第7期（昭和27年6月1日～28年5月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堀部靖雄 ○小出憲宗 糸川勇次郎 安永沢太 百武末義	佐賀大学教授 佐賀県立図書館長 佐賀大学講師 弁護士 佐賀県議会副議長	
労働者委員	築地喜久次 加藤一松 龜山亘 野口一馬 八木昇	全日通労働組合佐賀県支部副執行委員長 小城炭礦労働組合副組合長 全日本港湾労働組合九州地方唐津支部書記長 杵島炭礦職員労働組合組合長 全日本電気産業労働組合佐賀県支部執行委員長	

使用者委員	野 中 保 久	杵島炭礦(株)労務部次長	
	横 尾 千 三	佐賀メリヤス(株)専務取締役	
	永 竹 浩 洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	熊 本 弘 視	(株)戸上電機製作所取締役総務部長	
	山 田 与 作	向山礦山(株)向山礦業所総務部長兼労務部長	

第8期（昭和28年6月1日～29年6月30日）

	氏 名	職 歴（任命時）	備 考
公益委員	◎堀 部 靖 雄	佐賀大学教授	
	○小 出 憲 宗	佐賀県立図書館長	
	田久保 与一郎	県議会議員	
	永 田 長 圓	弁 護 士	
	山 本 卓 一	佐賀弁護士会会長	
労働者委員	亀 山 亘	全日本港湾労働組合九州地方唐津支部書記長	
	高 尾 保 巳	全専売労働組合鳥栖支部長	
	野 口 一 馬	杵島炭礦礦員労働組合組合長	
	八 木 昇	全日本電気産業労働組合佐賀県支部執行委員長	
	前 田 鉄 治	立山炭礦労働組合組合長	
使用者委員	横 尾 千 三	横尾商店重役	
	永 竹 浩 洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	野 中 保 久	杵島炭礦(株)労務部次長	
	熊 本 弘 視	(株)戸上電機製作所取締役総務部長	
	青 木 第 二	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	

第9期（昭和29年7月1日～30年7月17日）

	氏 名	職 歴（任命時）	備 考
公益委員	◎永 田 長 圓	弁 護 士	
	○小 出 憲 宗	佐賀県立図書館長	
	堀 部 靖 雄	佐賀大学教授	
	緒 方 義 海	計 理 士	
	矢 野 宏	弁 護 士	

労働者委員	亀山 亘	全日本港湾労働組合九州地方唐津支部執行委員長	S30. 4. 15 解任
	野口 一馬	杵島炭礦礦員労働組合組合長	
	山田 栄二郎	久原炭礦労働組合組合長	
	斉木 節雄	全日通労働組合佐賀県支部生活対策部長兼業務対策部長	
	前田 鉄治	立山炭礦労働組合組合長	S29. 12. 31 解任
	左迫間 初雄	明治鉱業立山炭礦労働組合組合長	S30. 2. 15 任命
使用者委員	横尾 千三	横尾商店重役	
	永竹 浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	野中 保久	杵島炭礦(株)労務部次長	
	青木 第二	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	
	宮崎 一美	佐賀相互銀行常務取締役	

第10期（昭和30年7月18日～31年7月17日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堀部 靖雄	佐賀大学教授	
	○高添 門司	大川公民館長	
	内山 良男	佐賀大学教授	
	緒方 義海	計理士	
	矢野 宏	弁護士	
労働者委員	野口 一馬	杵島炭礦礦員労働組合組合長	
	斉木 節雄	全日通労働組合佐賀県支部組織部長兼生活対策部長	
	左迫間 初雄	明治鉱業立山炭礦労働組合組合長	
	宮田 保	日本電気産業労働組合佐賀県支部佐賀分会執行委員長	
	森 孝彦	炭労九州地方本部佐賀地区事務局長	

使用者委員	吉田 岩治郎	山口鉦山(株)小城礦業所事務長	S30. 12. 28 解任 S31. 1. 6 任命
	永淵 忠次	昭和自動車(株)総務部長	
	野中 保久	杵島炭礦(株)労務部付	
	青木 定雄	青木碍子(株)取締役社長	
	高崎 一三	三菱鉦業(株)古賀山礦業所副長	
	永竹 浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	

第11期（昭和31年7月18日～32年7月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎内山 良男	佐賀大学教授	
	○高添 門司	大川公民館長	
	吉浦 大蔵	弁護士	
	緒方 義海	計理士	
	矢野 宏	弁護士	
労働者委員	中村 好秋	杵島炭礦労働組合組合長	
	村中 勝巳	九州電力労働組合佐賀支部執行委員	
	斉木 節雄	全日通労働組合佐賀県支部組織部長兼生活対策部長	
	左迫間 初雄	明治鉦業立山炭礦労働組合組合長	
	森 孝彦	炭労九州地方本部佐賀地区事務局長	
使用者委員	吉田 岩治郎	山口鉦山(株)小城礦業所事務長	
	永竹 浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	永淵 忠次	昭和自動車(株)総務部長	
	野中 保久	九州石炭鉦業連盟佐賀支部事務長	
	深川 正次	三菱鉦業(株)古賀山礦業所副長	

第12期（昭和32年8月1日～33年8月10日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎内山良男	佐賀大学教授	
	○高添門司	大川公民館長	
	緒方義海	計理士	
	常安弘通	唐津市立図書館長	
	矢野宏	弁護士	
労働者委員	伊藤正興	小城炭礦労働組合組合長	
	松永正義	三菱古賀山炭礦労働組合組合長	
	武富鉄雄	明治鉱業西杵炭礦労働組合組合長	
	三根正誼	全日通労働組合佐賀県支部書記長	
	宮崎憲四郎	九州電力労働組合佐賀支部書記長	
使用者委員	吉田岩次郎	山口鉱山(株)小城礦業所事務長	
	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	永淵忠次	昭和自動車(株)総務部長	
	山口義夫	九州碍子(株)専務取締役	
	野中保久	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	S32.9.16 解任
	三原光雄	九州石炭礦業連盟佐賀支部事務長	S32.9.24 任命

第13期（昭和33年8月11日～34年8月25日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎高津英雄	佐賀大学教授	
	○緒方義海	計理士・税理士	
	矢野宏	弁護士	
	永田長圓	弁護士	
	山口正次	伊万里市大坪農協長	
労働者委員	家城正一	大日鉱業立川炭礦労働組合組合長	
	木村忠	戸上電機労働組合執行委員長	
	武富鉄雄	明治鉱業西杵炭礦労働組合組合長	
	松永正義	三菱古賀山炭礦労働組合組合長	
	三根正誼	全日通労働組合佐賀県支部書記長	

使用者委員	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	S34. 2. 28 解任
	永淵忠次	昭和自動車(株)総務部長	
	山口義夫	九州碍子(株)専務取締役	S34. 3. 1 任命
	深川正次	三菱鉱業(株)古賀山鉱業所副長	S34. 2. 28 解任 S34. 3. 1 任命
	三原光雄	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	
	吉田岩次郎	山口鉱山(株)小城礦業所事務長	
	武岡達良	杵島炭礦(株)労務部長	

第14期（昭和34年8月26日～35年8月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎川崎延寿	無職	
	○緒方義海	計理士・税理士	
	永田長圓	弁護士	
	矢野宏	弁護士	
	田村豊	福岡大学教授	
労働者委員	武富鉄雄	明治鉱業西杵炭礦労働組合組合長	
	松永正義	三菱古賀山炭礦労働組合組合長	
	家城正一	大日鉱業立川炭礦労働組合組合長	
	木村忠	戸上電機労働組合執行委員長	
	森永栄	九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	
使用者委員	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	S35. 6. 15 解任 S35. 7. 1 任命
	三原光雄	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	
	山口義夫	九州碍子(株)専務取締役	
	武岡達良	杵島炭礦(株)労務部長	
	八坂達郎	味の素(株)佐賀工場総務課長	
	片桐靖夫	(株)戸上電機製作所労務課長	

第15期（昭和35年9月1日～36年8月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎川崎延寿 ○緒方義海 田村豊 古川安雄 矢野宏	無職 計理士・税理士 佐賀大学講師 西日本新聞社客員 弁護士	
労働者委員	伊藤正興 左迫間初雄 中村好秋 奈良清 森永栄	小城炭礦労働組合組合長 明治鉱業立山炭礦労働組合組合長 杵島炭礦労働組合組合長 味の素佐賀工場労働組合組合長 全日本労働組合佐賀地方会議事務局長	
使用者委員	稲井辰夫 武岡達良 永竹浩洋 三原光雄 山口義夫	三菱鉱業(株)古賀山礦業所副長 杵島炭礦(株)取締役労務部長 佐賀県経営者協会専務理事 九州石炭礦業連盟佐賀支部事務長 九州碍子(株)専務取締役	

第16期（昭和36年9月1日～37年8月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎川崎延寿 ○古川安雄 緒方義海 矢野宏 横尾多美男	無職 教育映画研究所常務理事 計理士・税理士 弁護士 佐賀大学教授	
労働者委員	左迫間初雄 奈良清 中村好秋 中野光雄 山下英雄	明治鉱業立山炭礦労働組合組合長 味の素佐賀工場労働組合組合長 杵島炭礦労働組合組合長 佐賀県労働組合総評議会事務局長 九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	

使用者委員	荒木喜久太	江崎グリコ(株)九州工場労務課長	
	稲井辰夫	三菱鉱業(株)古賀山礦業所副長	S37. 5. 31 解任
	鈴森秀明	三菱礦業(株)古賀山礦業所副長	S37. 6. 1 任命
	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	山口義夫	九州碍子(株)専務取締役	
	三原光雄	九州石炭礦業連盟佐賀支部事務長	S36. 11. 30 解任
	菅野満善	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	S36. 12. 1 任命

第17期（昭和37年9月1日～38年12月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎川崎延寿	無職	
	○矢野宏	弁護士	
	緒方義海	計理士・税理士	
	堤敏介	弁護士	
	横尾多美男	佐賀大学教授	
労働者委員	大坪義視	全日本電機機器労働組合連合会戸上電機労働組合執行委員長	
	左迫間初雄	明治鉱業立川炭礦労働組合組合長	S38. 4. 2 解任
	中村好秋	杵島炭礦労働組合組合長	S38. 6. 1 任命
	家城正一	大日鉱業立川炭礦労働組合組合長	
	中野光雄	佐賀県労働組合総評議会事務局長	
	山下英雄	九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	S38. 10. 30 解任
使用者委員	菅野満善	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	
	鈴森秀明	三菱鉱業(株)古賀山鉱業所副長	
	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	藤末尚	杵島炭礦(株)取締役	
		杵島鉱業所人事部長兼総務部長	
	山口義夫	九州碍子(株)専務取締役	

第18期（昭和39年1月1日～40年7月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎永田長圓	弁護士	
	○内山良男	佐賀大学教授	
	矢野宏	弁護士	
	緒方義海	計理士・税理士	
	平野義隆	佐賀大学教授	
労働者委員	大坪義視	全日本電機機器労働組合連合会戸上電機労働組合執行委員長	
	黒岩末次	杵島炭礦労働組合組合長	
	杉光克巳	全通信労働組合佐賀県地区本部執行委員長	
	直塚一雄	明治鉱業佐賀炭礦労働組合組合長	S39. 3. 31 解任
	山口敬次	有田タイル労働組合組合長	
	鷹木等	明治鉱業佐賀炭礦労働組合事務局長	S39. 4. 1 任命
使用者委員	菅野満善	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	
	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	中村民雄	祐徳自動車(株)総務部長	
	藤末尚	杵島炭礦(株)取締役 杵島鉱業所人事部長兼総務部長	
	山口義夫	九州碍子(株)専務取締役	

第19期（昭和40年8月1日～43年9月18日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎田中誠一	公証人	
	○平野義隆	佐賀大学教授	
	内山良男	佐賀大学教授	
	矢野宏	弁護士	
	緒方義海	公認会計士	

労働者委員	大坪 義 視	全日本電機機器労働組合連合会戸上電機労働組合執行委員長	
	野口 昌 敏	佐賀県労働組合総評議会事務局長	S43. 6. 13 解任
	山下 英 雄	九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	
	川原 政 也	明治鉱業西杵炭礦労働組合組合長	S42. 4. 21 解任
	権藤 三喜生	三菱古賀山炭礦労働組合組合長	S42. 3. 31 解任
使用者委員	永竹 浩 洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	山下 乾	岩尾磁器工業(株)取締役	
	藤末 尚	杵島炭礦(株)常務取締役	
	中村民 雄	祐徳自動車株式会社総務部長	
	広松 俊 威	九州石炭鉱業連盟佐賀支部事務長	S41. 3. 31 解任
	長瀬 温	大日鉱業(株)取締役営業部長	S41. 4. 1 任命

第20期（昭和43年9月19日～46年7月18日）

	氏 名	職 歴（任命時）	備 考
公益委員	◎田中 誠 一	公 証 人	
	○平野 義 隆	佐賀大学教授	
	内山 良 男	佐賀大学名誉教授	
	矢野 宏	弁 護 士	
	堤 敏 介	弁 護 士	
労働者委員	木村 健 次	香蘭社従業員労働組合組合長	
	黒岩 末 次	杵島炭礦労働組合組合長	S44. 11. 7 解任
	大坪 義 視	全日本電機機器労働組合連合会戸上電機労働組合執行委員長	
	野口 昌 敏	佐賀県労働組合総評議会事務局長	S46. 6. 4 解任
	山下 英 雄	九州電力労働組合佐賀地方本部執行委員長	
	北崎 稔	佐賀県教職員組合委員長	S44. 11. 8 任命
使用者委員	永竹 浩 洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	山下 乾	岩尾磁器工業(株)取締役総務部長	S46. 4. 16 解任
	荒木 喜久太	江崎グリコ(株)九州工場労務課長	S44. 12. 10 解任
	藤末 尚	杵島炭礦(株)取締役社長	
	栗山 虎之助	昭和自動車(株)取締役総務部長	
	岩永 光 幸	九州電力(株)佐賀支店労務課長	S44. 12. 11 任命

第21期（昭和46年7月19日～53年5月31日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎平野義隆	佐賀大学教授	
	○矢野宏	弁護士	
	原口貢	弁護士	
	池田一浩	佐賀大学教授	
	堤敏介	弁護士	
労働者委員	大坪義視	全日本電機機器労働組合連合会戸上電機労働組合執行委員長	
	杉光克巳	全逋信労働組合佐賀県地区本部執行委員長	
	野口昌敏	佐賀県労働組合総評議会事務局長	
	山下英雄	九州電力労働組合本部副委員長	
	古賀喜佐雄	有田タイル労働組合組合長	S50.4.19 解任
使用者委員	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	山下乾	岩尾磁器工業(株)取締役	S50.4.19 解任
	藤末尚	杵島炭礦代表清算人	S47.2.19 解任
	栗山虎之助	昭和自動車(株)取締役総務部長	
	増永金一	九州電力(株)佐賀支店長	S47.6.20 解任
	大石憲次郎	味の素(株)九州工場総務部長	S47.3.1 任命
	前岡武郎	九州電力(株)佐賀支店長	S50.1.31 解任
	井田圓之	溝田工業(株)代表取締役社長	S47.6.21 任命
	縄田政喬	九州電力(株)佐賀支店長	S50.1.31 解任 S50.2.1 任命

第22期（昭和53年6月1日～55年7月27日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤敏介	弁護士	
	○福島秀己	佐賀県町村会事務局長	
	平野義隆	佐賀大学教授	
	矢野宏	弁護士	
	池田一浩	佐賀大学教授	

労働者委員	小野 義晴	佐賀県総評議長	S54. 3. 27 解任
	西村 達五郎	佐賀県総評副議長	S54. 4. 15 解任
	田中 弘	佐賀地方同盟会長	S54. 5. 14 任命
	山口 久弘	佐賀県中立労働組合協会議長	S54. 4. 11 解任
	緒方 克陽	佐賀県総評事務局長	
	吉田 正徳	佐賀地方同盟書記長	S54. 5. 14 任命
使用者委員	沼田 幸彦	佐賀県総評議長	S54. 5. 14 任命
			S55. 5. 30 解任
	永竹 浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	山下 乾	岩尾磁器工業(株)監査役	S54. 4. 15 解任
	中江 八束	佐賀県経済農協連副会長	S54. 3. 27 解任
	井田 圓之	溝田工業(株)代表取締役社長	
	富安 昭彦	九州電力(株)佐賀支店長	S54. 7. 17 解任
高橋 幹男	東亜工機(株)常務取締役	S54. 5. 14 任命	
岩木 幸一	九州電力(株)佐賀支店長	S54. 8. 16 任命	

第23期（昭和55年7月28日～57年8月3日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤 敏介	佐賀県弁護士会会長	
	○伴 泰治	唐津市監査委員	
	矢野 宏	弁護士	
	石橋 主税	佐賀大学教授	
	安藤 高行	佐賀大学助教授	
労働者委員	西村 達五郎	佐賀県総評副議長	
	吉田 正徳	佐賀地方同盟書記長	
	沼田 幸彦	佐賀県総評議長	S56. 12. 31 解任
			S57. 1. 20 任命
	山口 久弘	佐賀県中立労連議長	
緒方 克陽	佐賀県総評事務局長	S56. 12. 18 解任	
		S57. 1. 20 任命	

使用者委員	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	山下乾	岩尾磁器工業(株)監査役	
	高橋幹男	東亜工機(株)常務取締役	
	井田圓之	溝田工業(株)代表取締役会長	
	山田真道	九州電力(株)佐賀支店長	

第24期（昭和57年8月4日～59年8月3日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤敏介	佐賀県弁護士会会長	
	○伴泰治	社会福祉法人唐津市社会事業助成会理事長	
	矢野宏	弁護士	
	石橋主税	佐賀大学経済学部長	
	安藤高行	佐賀大学経済学部教授	
労働者委員	西村達五郎	佐賀県総評議会副議長	S58.1.9 解任
	吉田正徳	全日本労働総同盟佐賀地方同盟書記長	
	沼田幸彦	佐賀県総評議会議長	
	山口久弘	中立労働組合連合佐賀地方協議会議長	
	緒方克陽	佐賀県総評議会事務局長	S58.6.3 解任 S58.7.6 任命 S58.10.14 解任
	三根正誼 田実用介	佐賀県総評議会副議長 総評全国一般佐賀地方本部書記長	S58.1.10 任命 S58.10.15 任命
使用者委員	永竹浩洋	佐賀県経営者協会専務理事	S58.4.17 解任 S58.5.4 任命
	山下乾	岩尾磁器工業(株)監査役	
	高橋幹男	東亜工機(株)専務取締役	
	栗山虎之助	昭和自動車(株)取締役相談役	
	井田圓之	溝田工業(株)代表取締役会長	

第25期（昭和59年8月4日～61年9月11日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤 敏 介	弁 護 士	
	○平 野 義 隆	佐賀大学経済学部教授	
	矢 野 宏	弁 護 士	
	福 山 智 彦	僧 侶	
	安 藤 高 行	佐賀大学経済学部教授	
労働者委員	田 実 用 介	総評全国一般佐賀地方本部書記長	S59. 11. 30 解任
	三 根 正 誼	佐賀県総評副議長	
	吉 田 正 徳	佐賀地方同盟書記長	
	沼 田 幸 彦	佐賀県総評議長	S59. 11. 30 解任
	山 口 久 弘	中立労連佐賀地方協議会議長	
	緒 方 克 陽	佐賀県総評副議長	S59. 12. 1 任命 S61. 6. 21 解任
使用者委員	原 通	佐賀県総評事務局長	S59. 12. 1 任命
	永 竹 浩 洋	佐賀県経営者協会専務理事	
	山 下 乾	岩尾磁器工業(株)相談役	
	高 橋 幹 男	東亜工機(株)専務取締役	
	栗 山 虎之助	昭和自動車(株)取締役相談役	
井 田 圓 之	溝田工業(株)代表取締役会長	S61. 3. 29 解任	

第26期（昭和61年9月12日～63年9月11日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤 敏 介	弁 護 士	
	○石 橋 主 税	佐賀大学経済学部教授	
	矢 野 宏	弁 護 士	
	福 山 智 彦	僧 侶	
	安 藤 高 行	佐賀大学経済学部教授	

労働者委員	三根正誼 橋口隆司 山口久弘	佐賀県総評副議長 佐賀県総評議長 中立労連佐賀地方協議会議長	S62. 4. 3 解任 S62. 6. 12 再任
	太田善次郎 原通	佐賀地方同盟書記長 佐賀県総評事務局長	
使用者委員	永竹浩洋 山下乾 高橋幹男 栗山虎之助 野田政男	佐賀県経営者協会副会長兼専務理事 岩尾磁器工業(株)相談役 東亜工業(株)専務取締役 昭和自動車(株)取締役相談役 アイバンシューズ(株)取締役管理部長	S63. 7. 5 死亡

第27期（昭和63年9月12日～平成2年9月11日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤敏介	弁護士	
	○石橋主税	佐賀大学経済学部教授	
	矢野宏	弁護士	
	福山智彦	僧侶	
	荒川米一郎	佐賀大学経済学部教授	
労働者委員	三根正誼	佐賀県総評副議長	H元. 7. 5 解任
	橋口隆司	佐賀県総評議長	S63. 11. 21 解任
	太田善次郎	佐賀地方同盟書記長	
	原通	佐賀県総評事務局長	
	石井孝嗣	佐賀中立労連事務局長	
	原敏行	佐賀県総評議長	H元. 1. 9 任命
	千々岩利吉	佐賀県総評副議長	H元. 8. 11 任命
使用者委員	永竹浩洋	佐賀県経営者協会副会長兼専務理事	S63. 11. 25 死亡
	高橋幹男	東亜工業(株)専務取締役	
	栗山虎之助	昭和タクシー(株)相談役	
	増田憲一	(株)佐賀鉄工所常任監査役	H元. 8. 31 解任
	野田政男	アイバンシューズ(株)取締役管理部長	
	眞崎四郎	佐賀県経営者協会専務理事	H元. 1. 31 任命
	澄川日出男	(株)戸上電機製作所取締役管理部長	H元. 9. 1 任命

第28期（平成2年9月12日～4年9月13日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤 敏介	弁護士	
	○石橋 主税	佐賀大学経済学部教授	
	矢野 宏	弁護士	
	福山 智彦	僧侶	
	安藤 高行	佐賀大学経済学部教授	
労働者委員	千々岩 利吉	連合佐賀県連合会副会長	H2. 11. 30 解任
	福島 一雄	鳥栖三養基地区労務局長	
	太田 善次郎	連合佐賀県連合会副事務局長	H4. 1. 31 解任
	原 敏行	連合佐賀県連合会副会長	
	石井 孝嗣	佐賀中立労連事務局長	
	渡辺 克己	全日通労働組合佐賀県支部委員長	H2. 12. 1 任命
陣内 利彦	連合佐賀県連合会副事務局長	H4. 3. 1 任命	
使用者委員	栗山 虎之助	昭和タクシー(株)相談役	
	眞崎 四郎	佐賀県経営者協会専務理事	
	澄川 日出男	(株)戸上電機製作所取締役管理部長	
	宮田 章一郎	岩尾磁器工業(株)取締役管理部長	
	清本 賢介	清本鐵工(株)代表取締役会長	

第29期（平成4年9月14日～6年9月13日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤 敏介	弁護士	
	○石橋 主税	佐賀大学経済学部教授	
	矢野 宏	弁護士	
	福山 智彦	西九州大学教授	
	安藤 高行	佐賀大学経済学部教授	

労働者委員	福島 一雄	佐賀県総評センター事務局長	H5. 1. 17 解任
	大原 巖	連合佐賀県連合会副会長	H6. 5. 6 任命
	原 敏行	連合佐賀県連合会副会長	
	原 通	佐賀県総評センター議長	H5. 1. 18 任命
	渡辺 克己	全日通労働組合佐賀県支部委員長	
	陣内 利彦	連合佐賀県連合会副事務局長	H6. 5. 5 解任
使用者委員	石井 孝嗣	佐賀中立労連事務局長	
	栗山 虎之助	昭和タクシー(株)相談役	
	眞崎 四郎	佐賀県経営者協会専務理事	
	澄川 日出男	(株)戸上電機製作所取締役管理部長	
	宮田 章一郎	岩尾磁器工業(株)常務取締役社長室長兼管理部長	
清本 賢介	清本鐵工(株)代表取締役会長		

第30期（平成6年9月14日～8年9月13日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤 敏介	弁護士	
	○石 橋 主税	佐賀大学経済学部教授	
	福 山 智彦	西九州大学教授	
	山 口 米男	弁護士	
	安 藤 高行	佐賀大学経済学部教授	
労働者委員	大原 巖	連合佐賀県連合会副会長・佐賀県友愛会議議長	
	原 敏行	連合佐賀県連合会副会長・佐賀県総評センター議長	
	原 通	佐賀県総評センター副議長	H7. 9. 13 解任
	渡辺 克己	全日通労働組合佐賀県支部委員長	
	石井 孝嗣	佐賀中立労連事務局長	
諸 泉 定次	佐賀県総評センター事務局次長	H7. 9. 14 任命	

使用者委員	眞崎四郎	佐賀県経営者協会専務理事	
	澄川日出男	(株)戸上電機製作所常務取締役	
	宮田章一郎	岩尾磁器工業(株)常務取締役事務管理本部長兼社長室長	
	清本賢介	清本鐵工(株)代表取締役会長	
	久間善郎	松尾建設(株)取締役	

第31期（平成8年9月14日～平成10年9月13日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎堤敏介	弁護士	
	○安藤高行	九州大学法学部教授	
	山口米男	弁護士	
	飯盛邦尚	(財)佐賀県国際交流協会事務局長	
	古賀公治	佐賀大学経済学部教授	
労働者委員	大原巖	名村造船労働組合執行委員長	
	原敏行	自治労佐賀県本部執行委員長	
	渡辺克己	全日通労働組合佐賀県支部執行委員長	H9.9.30 解任
	大木幸夫	全日通労働組合佐賀県支部執行委員長	H9.11.17 任命
	石井孝嗣	電機連合戸上電機労働組合執行委員長	
	諸泉定次	全国一般労働組合佐賀地方本部特別執行委員	
使用者委員	眞崎四郎	佐賀県経営者協会専務理事	
	澄川日出男	(株)戸上電機製作所常務取締役	
	宮田章一郎	岩尾磁器工業(株)参与財務本部本部長	
	清本賢介	清本鐵工(株)代表取締役会長	
	久間善郎	松尾建設(株)取締役営業推進本部副本部長	

第32期（平成10年9月14日～平成12年9月13日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎安藤高行 ○山口米男 飯盛邦尚 古賀公治 前田和馬	九州大学法学部教授 弁護士 （財）佐賀県国際交流協会事務局長 佐賀大学経済学部教授 弁護士	
労働者委員	原敏行 大木幸夫 太田政行 石井孝嗣 諸泉定次	自治労佐賀県本部執行委員長・連合佐賀会長 全日通労働組合佐賀県支部執行委員長 祐徳自動車労働組合執行委員長 電機連合戸上電機労働組合執行委員長 全国一般労働組合佐賀地方本部特別執行委員	
使用者委員	宮田章一郎 清本賢介 久間善郎 青山祐二 鶴田徹	岩尾磁器工業(株)参与財務本部本部長 清本鐵工(株)代表取締役会長 松尾建設(株)常務取締役営業推進本部本部長兼経営統括本部新規事業開発室長 佐賀県経営者協会専務理事 昭和自動車(株)取締役総務部長	

第33期（平成12年9月14日～平成14年9月13日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎安藤高行 ○飯盛邦尚 古賀公治 藤本美佐子 前田和馬	九州大学大学院法学研究院教授 前（財）佐賀県国際交流協会事務局長 佐賀大学経済学部教授 弁護士 佐賀県弁護士会会長	
労働者委員	大木幸夫 太田政行 大串賢治 石井孝嗣 諸泉定次	全日通労働組合佐賀県支部執行委員長 祐徳自動車労働組合執行委員長 自治労佐賀県本部執行委員長 電機連合戸上電機労働組合執行委員長 全国一般労働組合佐賀地方本部特別執行委員	H14.6.30 解任

使用者委員	久間善郎	松尾建設(株)常務取締役営業推進本部長	
	青山祐二	佐賀県経営者協会専務理事	
	鶴田徹	昭和自動車(株)取締役自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長	
	上田正弘	久光製菓(株)取締役生産本部長兼鳥栖工場長	H14. 1. 31 解任
	福島克俊	住友金属工業(株)シチックス事業本部総務部長	H14. 2. 20 任命
	眞崎泰裕	(株)戸上電機製作所取締役管理部長	

第34期（平成14年9月14日～平成16年9月13日）

	氏名	職歴（任命時）	備考
公益委員	◎安藤高行	九州大学大学院法学研究院教授	
	○藤本美佐子	弁護士	
	林田重人	佐賀県信用保証協会会長	H15. 1. 31 解任
	村上英明	佐賀大学経済学部教授	
	前田和馬	弁護士	
	井上亜紀	佐賀大学経済学部助教授	H15. 8. 1 任命
労働者委員	木塚登吉	連合佐賀会長	
	太田政行	祐徳自動車労働組合執行委員長	
	大串賢治	自治労佐賀県本部執行委員長	H16. 7. 31 解任
	伊藤昇	佐賀県労働組合会議事務局長	
	諸泉定次	全国一般労働組合佐賀地方本部特別執行委員	
使用者委員	青山祐二	佐賀県経営者協会専務理事	
	鶴田徹	昭和自動車(株)取締役自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長	
	上田正弘	久光製菓(株)取締役生産本部長兼鳥栖工場長	
	山口定	岩尾磁器工業(株)取締役事務管理本部長	H15. 9. 30 解任
	眞崎泰裕	(株)戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長	
	福田綱吉	(株)名村造船所総務部長	H15. 11. 19 任命

第35期（平成16年9月14日～平成18年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎安藤高行	九州国際大学大学院法学研究科教授	
	○藤本美佐子	弁護士	
	富吉賢太郎	佐賀新聞社論説委員長	
	前田和馬	弁護士	
	井上亜紀	佐賀大学経済学部助教授	
労働者委員	木塚登吉	連合佐賀会長	H17.5.31 解任
	太田政行	祐徳自動車労働組合執行委員長	H17.9.30 解任
	黒木安秋	自治労佐賀県本部書記長	
	伊藤昇	佐賀県平和運動センター事務局長	
	諸泉定次	全国一般労働組合佐賀地方本部特別執行委員	H17.12.12 解任
	卜部章介	電機連合戸上電機労働組合執行委員長	H17.8.1 任命
	吉牟田誠	祐徳自動車労働組合書記長	H17.12.1 任命
岩田和己	全国一般労働組合佐賀地方本部書記長	H18.2.14 任命	
使用者委員	青山祐二	佐賀県経営者協会専務理事	
	鶴田徹	昭和自動車(株)取締役自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長	
	上田正弘	久光製薬(株)取締役生産本部長兼鳥栖工場長	
	眞崎泰裕	(株)戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長	
福田綱吉	(株)名村造船所総務部長		

第36期（平成18年9月14日～平成20年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎安藤高行	九州国際大学大学院法学研究科教授	
	○前田和馬	弁護士	
	富吉賢太郎	佐賀新聞社論説委員長	
	井上亜紀	佐賀大学経済学部助教授	
	福島和代	弁護士	

労働者委員	黒木安秋 卜部章介 武重信一郎 次村泰典 相川司 岩田和己	自治労佐賀県本部執行委員長 電機連合戸上電機労働組合執行委員長 新九州電力労働組合佐賀支部執行委員長 名村造船労働組合執行委員長 日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長 全国一般労働組合佐賀地方本部書記長	H19. 8. 31 解任     H19. 10. 1 任命
	使用者委員	青山祐二 鶴田徹  上田正弘 眞崎泰裕  新里正巳  内田秀樹 福田綱吉	佐賀県経営者協会専務理事 昭和自動車(株)常務執行役員自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長  久光製菓(株)取締役生産環境本部長長 (株)戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長  王子板紙(株)佐賀工場事務部長  (株)SUMCO九州事業所総務部長 (株)名村造船所総務部長

第37期（平成20年9月14日～平成22年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎安藤高行	九州国際大学大学院法学研究科教授	H22. 3. 31 解任
	○前田和馬	弁護士	
	富吉賢太郎	佐賀新聞社論説委員長	
	井上亜紀	佐賀大学経済学部准教授	
	福島和代	弁護士	
労働者委員	武重信一郎	九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	
	次村泰典	名村造船労働組合執行委員長	
	宮島康博	自治労佐賀県本部執行委員長	
	相川司	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	
	岩田和己	全国一般労働組合佐賀地方本部書記長	

使用者委員	青山 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	
	眞崎 泰裕	(株)戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長	
	内田 秀樹	(株)SUMCO 伊万里事業所総務部長兼佐賀事業所担当部長	
	御厨 誠	祐徳自動車(株)常務取締役	
	村岡 共子	(株)佐賀共栄銀行人材開発室長	

第38期（平成22年9月14日～平成24年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎前田 和馬	弁護士	
	○富吉 賢太郎	(株)佐賀新聞社執行役員論説委員長	
	井上 亜紀	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	H24. 3. 31 解任
	丸谷 浩介	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	
	福田 恵巳	弁護士	
	小西 みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	H24. 4. 1 任命
労働者委員	武重 信一郎	九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	
	次村 泰典	名村造船労働組合執行委員長	
	宮島 康博	自治労佐賀県本部執行委員長	
	相川 司	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	
	園田 弘子	日本労働組合総連合会佐賀県連合会女性委員会副委員長	
使用者委員	眞崎 泰裕	(株)戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長	
	内田 秀樹	SUMCO サービス(株)代表取締役社長	
	御厨 誠	祐徳自動車(株)専務取締役	
	村岡 共子	(株)佐賀共栄銀行人材開発室長	
	福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	

第39期（平成24年9月14日～平成26年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎前田和馬	弁護士	
	○富吉賢太郎	(株)佐賀新聞社取締役執行委員編集局長	
	丸谷浩介	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	
	福田恵巳	弁護士	
	小西みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	
労働者委員	鵜城はるみ	全国一般佐賀労働組合委員長	
	兼武哲明	UIゼンセン佐賀支部長	
	武重信一郎	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	H25.6.30 解任
	宮島康博	自治労佐賀県本部執行委員長	H25.7.31 解任
	相川司	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	
	青柳直	全日通労働組合佐賀県支部執行委員長	H25.8.1 任命
	向井邦夫	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	H25.9.1 任命
使用者委員	眞崎泰裕	(株)戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長	
	西久保孝幸	松尾建設(株)常務執行役員管理本部長兼グループガバナンス支援室長	
	御厨誠	祐徳自動車(株)取締役副社長	
	岩永妙子	(株)佐賀共栄銀行事務統括部部長	
	福母祐二	佐賀県経営者協会専務理事	

第40期（平成26年9月14日～平成28年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎前田和馬	弁護士	
	○富吉賢太郎	(株)佐賀新聞社常務取締役編集局長	
	丸谷浩介	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	
	福田恵巳	弁護士	
	小西みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	
労働者委員	相川司	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	H28.5.31 解任
	森田末喜	祐徳自動車労働組合執行委員長	
	松本昌代	佐賀県教職員組合副委員長	
	青柳直	全日通労働組合佐賀県支部執行委員長	
	向井邦夫	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	

	新 山 齊	UA ゼンセン佐賀県支部長	H28. 6. 1 任命
使用者委員	坂 口 孝 介 西久保 孝 幸 岩 永 妙 子 仁 部 和 浩 福 母 祐 二	東亜工機(株)専務取締役 松尾建設(株)常務執行役員管理本部長兼グループ ガバナンス支援室長 (株)佐賀共栄銀行人事部長 (株)戸上電機製作所総合企画部長 佐賀県経営者協会専務理事	

第41期（平成28年9月14日～平成30年9月13日）

	氏 名	職 歴（就任時）	備 考
公益委員	◎前 田 和 馬 ○富 吉 賢太郎 丸 谷 浩 介 福 田 恵 巳 小 西 みも恵	弁護士 (株)佐賀新聞社専務取締役編集主幹 国立大学法人九州大学大学院法学研究院教授 弁護士 国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	
労働者委員	森 田 末 喜 青 柳 直 向 井 邦 夫 新 山 齊 草 場 義 樹 江 頭 美代子	祐徳自動車労働組合執行委員長 日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長 日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長 UA ゼンセン佐賀県支部長 日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長 九州電力労働組合組合員	H29. 10. 21 解任 H29. 12. 20 任命
使用者委員	坂 口 孝 介 西久保 孝 幸 岩 永 妙 子 仁 部 和 浩 織 田 佳 郎 福 母 祐 二	東亜工機(株)専務取締役 松尾建設(株)常勤監査役 (株)佐賀共栄銀行取締役 (株)戸上電機製作所執行役員総合企画部長兼管理 副本部長 王子マテリア(株)佐賀工場事務部長 佐賀県経営者協会専務理事	H29. 6. 29 解任 H29. 8. 25 任命

第42期（平成30年9月14日～令和2年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎前田和馬	弁護士	
	○富吉賢太郎	(株)佐賀新聞社専務取締役・論説委員長	
	丸谷浩介	国立大学法人九州大学大学院法学研究院教授	
	福田恵巳	弁護士	
	小西みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	
労働者委員	森田末喜	祐徳自動車労働組合執行委員長	
	俣野勝敏	UA ゼンセン佐賀県支部長	H31. 1. 25 任命
	青柳直	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	R1. 6. 24 解任
	新山齊	UA ゼンセン佐賀県支部長	H30. 10. 30 解任
	井手雅彦	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	R1. 10. 7 任命
	草場義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	
	江頭美代子	九州電力労働組合組合員	
使用者委員	坂口孝介	東亜工機(株)専務取締役	
	西久保孝幸	松尾建設(株)常勤監査役	
	仁部和浩	(株)戸上電機製作所執行役員総合企画部長兼管理副本部長	
	織田佳郎	王子マテリア(株)佐賀工場事務部長	
	福母祐二	佐賀県経営者協会専務理事	

第43期（令和2年9月14日～令和4年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎前田和馬	弁護士	
	○富吉賢太郎	学校法人佐賀清和学園理事長	
	福田恵巳	弁護士	
	小西みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	
	早川智津子	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	
労働者委員	草場義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	
	俣野勝敏	UA ゼンセン佐賀県支部長	
	井手雅彦	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	R4. 6. 26 解任
	加藤和恵	九州電力労働組合組合員	
	小川龍二	全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	

使用者委員	福 母 祐 二	佐賀県経営者協会専務理事	
	西久保 孝 幸	松尾建設(株)常勤顧問	
		学校法人弘学館理事兼監事	
	坂 口 孝 介	東亜工機(株)相談役	
	仁 部 和 浩	(株)戸上電機製作所執行役員総合企画部長兼管理 副本部長	
織 田 佳 郎	王子マテリア(株)佐賀工場事務部長		

第44期（令和4年9月14日～令和6年9月13日）

	氏 名	職 歴（就任時）	備 考
公益委員	◎福 田 恵 巳	弁護士	R5.3.31 解任
	○富 吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園理事長	
	小 西 みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	
	早 川 智津子	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	
	吉 田 一 穂	弁護士	
	野 方 大 輔	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	R5.4.1 任命
労働者委員	草 場 義 樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	
	小 川 龍 二	全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	
	近 藤 三千代	UA ゼンセン佐賀県支部長	
	東 島 美 香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会副事務局長	
	松 尾 和 寿	情報産業労働組合連合会佐賀県協議会議長	
使用者委員	福 母 祐 二	佐賀県経営者協会専務理事	
	仁 部 和 浩	(株)戸上電機製作所取締役上席執行役員管理本部 長兼総合企画部長	
	織 田 佳 郎	王子マテリア(株)佐賀工場事務部長	
	副 島 和 光	松尾建設(株)常勤監査役	
	鶴 田 利 浩	東亜工機(株)取締役総務部長	

第45期（令和6年9月14日～令和8年9月13日）

	氏名	職歴（就任時）	備考
公益委員	◎福田 恵 巳	弁護士	
	○早川 智津子	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	
	吉田 一 穂	弁護士	
	野方 大 輔	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	
	大隈 知 彦	元(株)佐賀新聞社論説委員長	
労働者委員	草場 義 樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	
	小川 龍 二	全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	
	近藤 三千代	UA ゼンセン佐賀県支部長	
	東島 美 香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会副事務局長	
	松尾 和 寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	
使用者委員	福母 祐 二	佐賀県経営者協会専務理事	
	仁部 和 浩	(株)戸上電機製作所取締役上席執行役員管理本部長	
	織田 佳 郎	王子マテリア(株)佐賀工場事務部長	R7.6.20 解任
	副島 和 光	松尾建設(株)常勤監査役	
	鶴田 利 浩	東亜工機(株)取締役総務部長	
	南里 一 夫	松浦通運(株)専務取締役	R7.8.29 任命

## ○ 歴代事務局長名簿

在任年月日	氏名	備考
昭和21. 3. 1 ~ 21.11.22	松田 一男	勤労課長兼務
21.11.23 ~ 22. 3.12	馬場 勇道	同上
22. 3.13 ~ 24. 5.31	糸川 勇次郎	県労委会長兼務
24. 6. 1 ~ 24.12.21	米倉 徳次	労政課長兼務
24.12.22 ~ 25. 3.14	伊藤 敬三	
25. 3.15 ~ 27. 9.11	高添 門司	
27. 9.12 ~ 30. 8. 5	馬場 勇道	
30. 8. 6 ~ 30.12. 9	福地 亘	
30.12.10 ~ 33. 6.30	辻 吉太郎	
33. 7. 1 ~ 34. 9.14	板谷 憲道	
34. 9.15 ~ 35. 2.28	原口 貢	
35. 3. 1 ~ 37. 2.15	福島 秀己	
37. 2.16 ~ 38. 7.17	江川 邦治	
38. 7.18 ~ 39. 4. 3	中島 一六	
39. 4. 4 ~ 42. 3.31	伴 泰治	
42. 4. 1 ~ 42. 5. 8	中村 峯吉	局長代理（総務課長）
42. 5. 9 ~ 45. 4.30	本村 文男	
45. 5. 1 ~ 48. 4. 1	江打 忠夫	
48. 4. 2 ~ 50. 7.31	芹田 定	
50. 8. 1 ~ 52. 3.31	島内 二郎	
52. 4. 1 ~ 53. 3.31	福山 智彦	
53. 4. 1 ~ 56. 3.31	常吉 真佐志	
56. 4. 1 ~ 59. 3.31	澤 隆司	
59. 4. 1 ~ 62. 3.31	七浦 吉典	
62. 4. 1 ~ 62. 8.31	飯盛 邦尚	
62. 9. 1 ~ 平成 2. 3.31	中島 信行	
平成 2. 4. 1 ~ 4. 3.31	稗田 重徳	
4. 4. 1 ~ 6.12.31	中島 信行	
7. 4. 1 ~ 8. 3.31	高橋 勝明	
8. 4. 1 ~ 11. 3.31	田中 猛善	
11. 5. 1 ~ 15. 3.31	宮原 義幸	
15. 4. 1 ~ 17. 3.31	野口 邦博	
17. 4. 1 ~ 20. 3.31	松信 徹博	

在任年月日	氏名	備考
平成20. 4. 1 ~ 23. 3. 31	山田 昭子	
23. 4. 1 ~ 24. 7. 31	北島 修	
24. 8. 1 ~ 26. 3. 31	原口 雅文	
26. 4. 1 ~ 27. 3. 31	西村 芳昭	
27. 4. 1 ~ 28. 3. 31	北川 正博	
28. 4. 1 ~ 29. 3. 31	社頭 文吾	人事委員会事務局長併任
29. 4. 1 ~ 31. 3. 31	山崎 万里子	同上
31. 4. 1 ~ 令和3. 3. 31	稲富 正人	同上
令和 3. 4. 1 ~ 4. 3. 31	西岡 剛志	同上
4. 4. 1 ~ 6. 3. 31	古賀 千加子	同上
6. 4. 1 ~ 6. 4. 14	井上 洋	同上
6. 4. 15 ~	小林 久美	同上

令和7年佐賀県労働委員会年報  
—労働委員会制度創設80周年記念号—

編集・発行 佐賀県労働委員会事務局

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館3階

TEL 0952 (25) 7242

FAX 0952 (25) 7324

E-mail [roudoui@pref.saga.lg.jp](mailto:roudoui@pref.saga.lg.jp)

URL <https://www.pref.saga.lg.jp/list02686.html>

佐賀県労働委員会ホームページ QRコード



労使のもつれを  
ほどいて結ぶ

解雇、セクハラ・パワハラ、残業代未払いなど、  
労使間のトラブルのことなら私たちにご相談ください。

ご利用は  
**無料**

秘密厳守

まずはお電話にて  
ご相談ください!



佐賀県労働委員会  
**TSUNAGU**

お問い  
合わせ

**0952-25-7242**

受付時間 / 8:30 ~ 17:15 [土日祝は休み]  
FAX: 0952-25-7324 ☒ roudoui@pref.saga.lg.jp

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号佐賀県庁 南館3階

佐賀県労働委員会

検索



佐賀県